

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
第3条 (定義) (1) 契約者：当社との間で G-Link 等の利用に関する契約を締結した者をいいます。なお、契約者のうち、G-Link の利用に関する契約を締結した者を「G-Link の契約者」、G-Link Lite の利用に関する契約を締結した者を「G-Link Lite の契約者」といいます。 (2) G-Link 等利用契約：当社と契約者との間で成立する G-Link 等の利用に関する契約をいいます。なお、G-Link 等利用契約のうち、当社と G-Link の契約者との間で成立する G-Link の利用に関する契約を「G-Link の利用契約」といいます。 (3) 基本サービス：G-Link 等のうち、別紙 1 (1)「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「G-Link」または「G-Link Lite」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。 (4) オプションサービス：G-Link 等のうち、別紙 1 (1)「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。 (5) G-Link 等基本契約：G-Link 等利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。なお、G-Link 等基本契約のうち、当社と G-Link の契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約を「G-Link の基本契約」といいます。 (6) オプションサービス契約：G-Link 等利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。 (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。 (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するレクサスブランドの対象車両のうち、G-Link 等利用契約に基づき、G-Link 等を利用する車両として指定された車両をいいます。 (9) 車両利用者：第 8 条第 1 項の定めに基づき契約者から利用車両における G-Link 等の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。なお、車両利用者のうち、第 8 条第 1 項の定めに基づき G-Link の契約者から利用車両における G-Link の利用を許諾された者を「G-Link の車両利用者」といいます（G-Link の	第3条 (定義) (1) 契約者：当社との間で G-Link 等の利用に関する契約を締結した者をいいます。なお、契約者のうち、G-Link の利用に関する契約を締結した者を「G-Link の契約者」、G-Link Lite の利用に関する契約を締結した者を「G-Link Lite の契約者」といいます。 (2) G-Link 等利用契約：当社と契約者との間で成立する G-Link 等の利用に関する契約をいいます。なお、G-Link 等利用契約のうち、当社と G-Link の契約者との間で成立する G-Link の利用に関する契約を「G-Link の利用契約」といいます。 (3) 基本サービス：G-Link 等のうち、別紙 1 (1)「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「G-Link」または「G-Link Lite」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。 (4) オプションサービス：G-Link 等のうち、別紙 1 (1)「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。 (5) G-Link 等基本契約：G-Link 等利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。なお、G-Link 等基本契約のうち、当社と G-Link の契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約を「G-Link の基本契約」といいます。 (6) オプションサービス契約：G-Link 等利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。 (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。 (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するレクサスブランドの対象車両のうち、G-Link 等利用契約に基づき、G-Link 等を利用する車両として指定された車両をいいます。 (9) 車両利用者：第 8 条第 1 項の定めに基づき契約者から利用車両における G-Link 等の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。なお、車両利用者のうち、第 8 条第 1 項の定めに基づき G-Link の契約者から利用車両における G-Link の利用を許諾された者を「G-Link の車両利用者」といいます（G-Link の

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
契約者自身を含みません)。 (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき G-Link の契約者から G-Link の利用権限を付与された者をいいます (契約者自身を含みません)。 (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。 (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。 (13) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、G-Link 等を利用できるものをいいます。 (14) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます (DCM を含みません)。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら (https://lexus.jp/ltc/smartphone/) からご確認いただけます。 (15) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。 (16) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。 (17) センター：G-Link 等を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。 (18) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。 (19) 契約データ：契約者 (契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます) の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の G-Link 等利用契約の内容および利用状況等 G-Link 等利用契約に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定めるものをいいます。 G-Link：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-LinkLite：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html (20) 車両データ：利用車両の車名・車体 (車台) 番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利	契約者自身を含みません)。 (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき G-Link の契約者から G-Link の利用権限を付与された者をいいます (契約者自身を含みません)。 (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。 (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。 (13) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、G-Link 等を利用できるものをいいます。 (14) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます (DCM を含みません)。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら (https://lexus.jp/ltc/smartphone/) からご確認いただけます。 (15) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。 (16) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。 (17) センター：G-Link 等を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。 (18) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。 (19) 契約データ：契約者 (契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます) の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の G-Link 等利用契約の内容および利用状況等 G-Link 等利用契約に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定めるものをいいます。 G-Link：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-LinkLite：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html (20) 車両データ：利用車両の車名・車体 (車台) 番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
用についてに定めるものをいいます。 G-Link : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-LinkLite : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html (21) MyLEXUS (WEB) : G-Link 等に関する契約者向けのウェブサイトを行います。 (22) My LEXUS (アプリ) : TMC が MyLEXUS の名称で提供する G-Link 等の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションを行います。 (23) 関係機関 : 警察および消防等の機関を行います。 (24) 緊急事態 : 以下の場合を行います。 ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合 ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合 ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合 (25) 自動通報 : エアバッグの展開等と連動して、通信機から自動的になされる通報を行います。 (26) 手動通報 : ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報を行います。 (27) 盗難発生警報装置 : 利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置を行います。 (28) 通報 : 緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信を行います。 (29) 車載機専用アプリ : Lexus Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションを行います。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を順守する必要があります。 (30) 車載機専用アプリ提供事業者 : 車載機専用アプリを提供する事業者 (TC を含みません) を行います。	用についてに定めるものをいいます。 G-Link : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-LinkLite : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html (21) MyLEXUS (WEB) : G-Link 等に関する契約者向けのウェブサイト (https://lexus.jp/member/mylexus/) を行います。 (22) My LEXUS (アプリ) : TMC が MyLEXUS の名称で提供する G-Link 等の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションを行います。 (23) 関係機関 : 警察および消防等の機関を行います。 (24) 緊急事態 : 以下の場合を行います。 ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合 ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合 ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合 (25) 自動通報 : エアバッグの展開等と連動して、通信機から自動的になされる通報を行います。 (26) 手動通報 : ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報を行います。 (27) 盗難発生警報装置 : 利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置を行います。 (28) 通報 : 緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信を行います。 (29) 車載機専用アプリ : Lexus Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションを行います。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を順守する必要があります。 (30) 車載機専用アプリ提供事業者 : 車載機専用アプリを提供する事業者 (TC を含み

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
(31) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。 (32) 協業サービス：G-Link 等の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。 (33) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。 (34) 取次先サービス：G-Link 等を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。 (35) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。 (36) 外部サービス：Lexus Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Lexus Apps 以外のサービスをいいます。 (37) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。 (38) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。 (39) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Lexus Apps の機能をいいます。 (40) U-Car：レクサスブランドの車両のうち、新車以外の車両をいいます。 (41) CPO：U-Car のうち、レクサス認定中古車をいいます。 (42) 販売店：契約者が利用するレクサスブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。	ません）をいいます。 (31) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。 (32) 協業サービス：G-Link 等の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。 (33) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。 (34) 取次先サービス：G-Link 等を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。 (35) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。 (36) 外部サービス：Lexus Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Lexus Apps 以外のサービスをいいます。 (37) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。 (38) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。 (39) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Lexus Apps の機能をいいます。 (40) U-Car：レクサスブランドの車両のうち、新車以外の車両をいいます。 (41) CPO：U-Car のうち、レクサス認定中古車をいいます。 (42) 販売店：契約者が利用するレクサスブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。
第8条 （G-Link 等の利用範囲） 1. 契約者は、自ら G-Link 等を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い G-Link 等の各サービスを利用させることができます。ただし、G-Link 等のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。 2. 前項に定めるほか、一部の利用車両においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My LEXUS（アプリ）を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して G-Link 等のうち当社指定のサービスの一部機能	第8条 （G-Link 等の利用範囲） 1. 契約者は、自ら G-Link 等を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い G-Link 等の各サービスを利用させることができます。ただし、G-Link 等のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。 2. 前項に定めるほか、一部の利用車両においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My LEXUS（アプリ）を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して G-Link 等のうち当社指定のサービスの一部機能

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
能を利用する権限を付与することができます(以下、「リモートサービスのシェア」といいます)。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My LEXUS (アプリ) を利用する際には、TMC が My LEXUS (アプリ) の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。 3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に G-Link 等を利用させ、または権限受領者にリモートサービスのシェアを行うものとします。 4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。 5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い G-Link 等を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。 6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。	能を利用する権限を付与することができます(以下、「クルマの操作の共有」といいます)。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My LEXUS (アプリ) を利用する際には、TMC が My LEXUS (アプリ) の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。 3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に G-Link 等を利用させ、または権限受領者にクルマの操作の共有を行うものとします。また、契約者が第三者（車両利用者および権限受領者を含みます）に利用車両を使用させる場合は、契約者は、当該第三者に対して、契約者および権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて車両データを閲覧することができること、ならびに G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についておよび G-Link/G-Link Lite の通信情報等の取得と利用についての定めを理解させ、その同意を取得したうえで、利用車両を使用させるものとします。 G-Link : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-Link Lite : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html 4. 当社は、利用車両から取得したデータを利用車両ごとに処理および管理するものとし、第三者（車両利用者および権限受領者を含みます）が利用車両を使用する場合であっても、契約者が使用する場合と同等の方法で一括して取り扱います。また、当社は、契約者等より、G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について第 9 条に定める開示等請求を受けた場合、利用車両ごとに処理および対応するものとします。G-Link : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/G-Link Lite : https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html 5. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。 6. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
	して利用車両の使用に伴いG-Link 等を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。 7. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。
第9条 （必要機器・ID 等の管理） 1. 契約者等は、G-Link 等の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、G-Link 等の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。 2. 契約者は、G-Link 等の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。 3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。	第9条 （必要機器・ID 等の管理） 1. 契約者等は、G-Link 等の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、G-Link 等の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。 2. 利用車両の車載機の機能を利用するにあたって、スマートフォン等のテザリング機能を利用して車載機をインターネットに接続した場合、車載機において通常は DCM の通信回線により行われる G-Link 等の利用に必要な通信が、当該スマートフォン等の通信回線により行われることがあり、当該スマートフォン等の通信回線における通信費が発生する可能性があります。この場合に発生する通信費およびその他の費用について、当社は一切負担しません。 3. 契約者は、G-Link 等の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。 4. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
第11条 （利用料金の支払い） 1. 契約者は、G-Link 等基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙 1 および別紙 2 に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「G-Link 等基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとします。 2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および	第11条 （利用料金の支払い） 1. 契約者は、G-Link 等基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙 1 および別紙 2 に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「G-Link 等基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとします。 2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約または本規約別紙 4 に定める金額（それに

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます)を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとします。 3. G-Link 等基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙 1 および別紙 2 に定めるところに従うものとします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとします。 4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。 5. G-Link 等利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他の事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。 6. G-Link 等利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他の事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。 7. 解約、解除、契約期間満了その他の事由のいかんを問わず G-Link 等利用契約が終了した日から最大 3 日間は G-Link 等の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の G-Link 等基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。 8. 契約者が 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには、当社は、契約者が指定した口座に振り込む方法により、13,241 円を払い戻すものとします。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を	対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます)を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとします。 3. G-Link 等基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙 1、別紙 2 および別紙 4 に定めるところに従うものとします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとします。 4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。 5. G-Link 等利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他の事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。 6. G-Link 等利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他の事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。 7. 解約、解除、契約期間満了その他の事由のいかんを問わず G-Link 等利用契約が終了した日から最大 3 日間は G-Link 等の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の G-Link 等基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。 8. 契約者が 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには、当社は、契約者が指定した口座に振り込む方法により、13,241 円を払い戻すものとします。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには 14,945 円(2026 年 4 月 30 日までの利用料が適用の場合の返金額です。2026 年 5 月 1 日以降の利用料が適用の場合は 19,159 円となります)を払い戻すものとします。その場合、契約者は、口座指定書により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。 (1) 口座指定書が、当社が口座指定書を契約者に送付した日から 1 年以内に、当社に対して返送されなかった場合 (2) 口座指定書が宛先不明等の理由により、契約者によって受領されなかった場合 第10条 本規約第 2 条に基づき前項に定める払戻金が増額された場合であっても、当社は、契約者との間で 2 年継続プラン契約が成立した時点で契約者に対して提示した払戻金を、契約者に対して払い戻すものとします。	し当該契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには 14,945 円(2026 年 4 月 30 日までの利用料が適用の場合の返金額です。2026 年 5 月 1 日以降の利用料が適用の場合は 19,159 円となります)を払い戻すものとします。また、契約者が G-Link スタンダード契約のオプションサービスとしてナビパッケージ(2 年払い)を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残しナビパッケージ利用契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには、当社は、ナビパッケージ契約者が指定した口座に振り込む方法により、19,159 円を払い戻すものとします。これらの場合、契約者は、口座指定書により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。 (1) 口座指定書が、当社が口座指定書を契約者に送付した日から 1 年以内に、当社に対して返送されなかった場合 (2) 口座指定書が宛先不明等の理由により、契約者によって受領されなかった場合 9. 本規約第 2 条に基づき前項に定める払戻金が増額された場合であっても、当社は、契約者との間で 2 年継続プラン契約またはナビパッケージ利用契約が成立した時点で契約者に対して提示した払戻金を、契約者に対して払い戻すものとします。
第14条 (禁止行為) 1. 契約者は、G-Link 等の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。 (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為 (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為 (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為 (4) 著しく粗野または乱暴な行為 (5) G-Link 等の提供に従事する者の名誉、信用を棄損もしくはその性的羞恥心を害する行為 (6) G-Link 等の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為 (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為 (8) 当社による G-Link 等の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為	第14条 (禁止行為) 1. 契約者は、G-Link 等の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。 (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為 (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為 (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為 (4) 著しく粗野または乱暴な行為 (5) G-Link 等の提供に従事する者の名誉、信用を棄損もしくはその性的羞恥心を害する行為 (6) G-Link 等の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為 (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為 (8) G-Link 等の提供に係る設備機器・システム等を複製、改変、リバースエンジニアリング等を行う行為

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
る行為 (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で G-Link 等を利用する行為 (10) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、長時間の拘束等）を用いる行為 (11) 法令または公序良俗に違反する行為 (12) 本規約等の定めに違反する行為 (13) その他当社が不適切と判断する行為 2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、G-Link 等の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。	リング、逆コンパイルまたは逆アセンブルする行為 (9) 当社による G-Link 等の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為 (10) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で G-Link 等を利用する行為 (11) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、長時間の拘束等）を用いる行為 (12) 法令または公序良俗に違反する行為 (13) 本規約等の定めに違反する行為 (14) その他当社が不適切と判断する行為 2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、G-Link 等の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。
第17条 （契約期間） 本規約等に別段の定めがない限り、G-Link 等基本契約の契約期間は別紙 1 および別紙 2 に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。	第17条 （契約期間） 本規約等に別段の定めがない限り、G-Link 等基本契約の契約期間は別紙 1 および別紙 2 に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約または別紙 4 に定めるところによるものとします。
第21条 （免責） 1. 当社は、G-Link 等について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、G-Link 等の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。 2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 G-Link 等利用契約の 1 年間の利用料金相当額（G-Link 等基本契約が直接の原因となった場合には、該当する G-Link 等基本契約のサービスプランの 1 年間の G-Link 等基本利用料相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの 1 年間の当該オプションサー	第21条 （免責） 1. 当社は、G-Link 等について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、G-Link 等の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。 2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 G-Link 等利用契約の 1 年間の利用料金相当額（G-Link 等基本契約が直接の原因となった場合には、該当する G-Link 等基本契約のサービスプランの 1 年間の G-Link 等基本利用料相当額（G-Link スタンダードの場合には、2021 年 9 月以前発売の車両における中途契約の 1 年間の G-Link 基本利用料相当額、G-Link Lite スタンダー

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
ビス利用料相当額)を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等がG-Link等の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 (1) 契約者等が本規約等の定めに従反する行為をした場合 (2) 第10条に基づきG-Link等の提供を一時的に中断する場合、または第7条第4項に基づきG-Link等を変更もしくは終了する場合 (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合 (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合 (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、G-Link等の一部機能が正しく作動しない場合 (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合 (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合 (9) My LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末またはMy LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合 (10) My LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリの不具合、ID等の失念その他事由のいかにかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合 (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合	ドの場合には、2021年9月以前発売の車両におけるG-Link Lite 契約の1年間のG-Link Lite 基本利用料相当額)、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの1年間の当該オプションサービス利用料相当額)を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等がG-Link等の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 (1) 契約者等が本規約等の定めに従反する行為をした場合 (2) 第10条に基づきG-Link等の提供を一時的に中断する場合、または第7条第4項に基づきG-Link等を変更もしくは終了する場合 (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合 (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合 (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、G-Link等の一部機能が正しく作動しない場合 (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合 (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合 (9) My LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末またはMy LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合 (10) My LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My LEXUS (アプリ) またはデジタルキーアプリの不具合、ID等の失念その他事由のいかにかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持で

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新																								
(12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合 (13) その他 G-Link 等の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合	きない場合 (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合 (12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合 (13) その他 G-Link 等の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合 (14) 別紙 3 および別紙 4 にて記載されている利用条件を満たさない場合および遵守事項を守らない場合 4. 当社は、第三者による利用車両に対する行為（利用車両を保全する行為を含みます）に関しては、当社の責めに帰すべき事由により契約者等または第三者に損害が生じた場合を除き一切の責任を負いません。																								
<別紙 1> G-Link 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法 (1) G-Link のサービス G-Link に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら（https://lexus.jp/ltc/service/）からご確認いただけます。 <table><tr><th>サービス提供主体</th><th>基本サービス</th><th>オプションサービス</th></tr><tr><td>TC が提供するサービス（TC 提供サービス）</td><td> ・ヘルプネット ・G-Security ・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・リモートエアコン（＊1） ・CD タイトル情報取得 </td><td> ・リモートエアコン（＊2） ・車内 Wi-Fi </td></tr><tr><td>TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）</td><td> ・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート </td><td>なし</td></tr><tr><td>TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）</td><td> ・コネクティッドナビ </td><td> ・デジタルキー ・レクサス充電ステーション予約 ※レクサス充電ステーション予約は、2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします。 </td></tr></table> ＊1 一部車両においては、リモートエアコン利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとして	サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス	TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・リモートエアコン（＊1） ・CD タイトル情報取得	・リモートエアコン（＊2） ・車内 Wi-Fi	TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート	なし	TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・コネクティッドナビ	・デジタルキー ・レクサス充電ステーション予約 ※レクサス充電ステーション予約は、2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします。	<別紙 1> G-Link基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法 (1) G-Link のサービス G-Link に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら（https://lexus.jp/ltc/service/）からご確認いただけます。 <新車契約、CPO 契約、CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約> <table><tr><th>サービス提供主体</th><th>基本サービス</th><th>オプションサービス</th></tr><tr><td>TC が提供するサービス（TC 提供サービス）</td><td> ・ヘルプネット ・G-Security ・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得 </td><td> ・車内 Wi-Fi </td></tr><tr><td>TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）</td><td> ・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート </td><td>なし</td></tr><tr><td>TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）</td><td> ・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（＊2） ・マイセッティング ・リモートエアコン（＊3） </td><td> ・リモートエアコン（＊1） ・デジタルキー </td></tr></table>	サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス	TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi	TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート	なし	TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（＊2） ・マイセッティング ・リモートエアコン（＊3）	・リモートエアコン（＊1） ・デジタルキー
サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス																							
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・リモートエアコン（＊1） ・CD タイトル情報取得	・リモートエアコン（＊2） ・車内 Wi-Fi																							
TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート	なし																							
TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・コネクティッドナビ	・デジタルキー ・レクサス充電ステーション予約 ※レクサス充電ステーション予約は、2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします。																							
サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス																							
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・レクサス緊急サポート 24 ・レクサスオーナーズデスク ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi																							
TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート	なし																							
TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（＊2） ・マイセッティング ・リモートエアコン（＊3）	・リモートエアコン（＊1） ・デジタルキー																							

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新																																		
提供されます。 *2 ディーラーオプションを装着し、オプションサービスとしてリモートエアコンを利用する場合のみ。	<table><tr><td></td><td>・コネクティッドナビ</td><td></td></tr></table> *1 ディーラーオプションを装着し、オプションサービスとしてリモートエアコンを利用する場合のみ。 *2 BEV（電動自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）に限って利用できます。 *3 一部車両においては、リモートエアコン利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとして提供されます。		・コネクティッドナビ																																
	・コネクティッドナビ																																		
	<G-Link スタンダード契約> <table><tr><th>サービス提供主体</th><th>基本サービス</th><th>オプションサービス</th></tr><tr><td>TC が提供するサービス（TC 提供サービス）</td><td>・ヘルプネット ・G-Security（*1）（*2） ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得</td><td>・車内 Wi-Fi ・レクサスオーナーズデスク（*2） ・レクサス緊急サポート 24（*2）</td></tr><tr><td>TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）</td><td>・エージェント ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート</td><td>なし</td></tr><tr><td>TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）</td><td>・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（*3） ・マイセッティング ・デジタルキー</td><td>・リモートエアコン（*2） ・コネクティッドナビ（*2） ・スマホ de ドラレコ</td></tr></table> *1 G-Security のうち車両の位置追跡と警備員の派遣はオプションサービスであるナビパッケージの一部として提供され、基本サービスには含まれません。 *2 レクサスオーナーズデスク、リモートエアコン、コネクティッドナビ、レクサス緊急サポート 24 ならびに G-Security のうち車両の位置追跡および警備員の派遣は、ナビパッケージの名称でオプションサービスとして提供されます。 *3 BEV（電動自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）に限って利用できます。	サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス	TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security（*1）（*2） ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi ・レクサスオーナーズデスク（*2） ・レクサス緊急サポート 24（*2）	TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・エージェント ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート	なし	TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（*3） ・マイセッティング ・デジタルキー	・リモートエアコン（*2） ・コネクティッドナビ（*2） ・スマホ de ドラレコ																						
サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス																																	
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security（*1）（*2） ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi ・レクサスオーナーズデスク（*2） ・レクサス緊急サポート 24（*2）																																	
TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・エージェント ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート	なし																																	
TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（*3） ・マイセッティング ・デジタルキー	・リモートエアコン（*2） ・コネクティッドナビ（*2） ・スマホ de ドラレコ																																	
(2) G-Link 基本サービスのプラン G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 G-Link 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の G-Link 基本サービスのプラン内容については、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。 <table><tr><th>プラン名称</th><th>適用される別表</th></tr><tr><td>新車契約</td><td>別表 1A</td></tr><tr><td>CPO 契約</td><td>別表 1B</td></tr><tr><td>CPO 以外の U-Car</td><td>別表 1C</td></tr><tr><td>中途契約</td><td>別表 1D</td></tr><tr><td>1 ヶ月継続プラン契約</td><td>別表 1E</td></tr><tr><td>1 年継続プラン契約</td><td>別表 1F</td></tr><tr><td>2 年継続プラン契約</td><td>別表 1G</td></tr></table>	プラン名称	適用される別表	新車契約	別表 1A	CPO 契約	別表 1B	CPO 以外の U-Car	別表 1C	中途契約	別表 1D	1 ヶ月継続プラン契約	別表 1E	1 年継続プラン契約	別表 1F	2 年継続プラン契約	別表 1G	(2) G-Link 基本サービスのプラン G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 G-Link 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の G-Link 基本サービスのプラン内容については、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。 <table><tr><th>プラン名称</th><th>適用される別表</th></tr><tr><td>新車契約</td><td>別表 1A</td></tr><tr><td>CPO 契約</td><td>別表 1B</td></tr><tr><td>CPO 以外の U-Car 契約</td><td>別表 1C</td></tr><tr><td>中途契約</td><td>別表 1D</td></tr><tr><td>1 ヶ月継続プラン契約</td><td>別表 1E</td></tr><tr><td>1 年継続プラン契約</td><td>別表 1F</td></tr><tr><td>2 年継続プラン契約</td><td>別表 1G</td></tr><tr><td>G-Link スタンダード契約</td><td>別表 1H</td></tr></table>	プラン名称	適用される別表	新車契約	別表 1A	CPO 契約	別表 1B	CPO 以外の U-Car 契約	別表 1C	中途契約	別表 1D	1 ヶ月継続プラン契約	別表 1E	1 年継続プラン契約	別表 1F	2 年継続プラン契約	別表 1G	G-Link スタンダード契約	別表 1H
プラン名称	適用される別表																																		
新車契約	別表 1A																																		
CPO 契約	別表 1B																																		
CPO 以外の U-Car	別表 1C																																		
中途契約	別表 1D																																		
1 ヶ月継続プラン契約	別表 1E																																		
1 年継続プラン契約	別表 1F																																		
2 年継続プラン契約	別表 1G																																		
プラン名称	適用される別表																																		
新車契約	別表 1A																																		
CPO 契約	別表 1B																																		
CPO 以外の U-Car 契約	別表 1C																																		
中途契約	別表 1D																																		
1 ヶ月継続プラン契約	別表 1E																																		
1 年継続プラン契約	別表 1F																																		
2 年継続プラン契約	別表 1G																																		
G-Link スタンダード契約	別表 1H																																		

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新				
(3) G-Link 基本サービスの契約期間 G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 (4) G-Link 基本サービスの利用料および事務手数料 G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 なお、G-Link 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、G-Link 連動自動車保険、レクサス緊急サポート 24 において JAF が提供するサービス等、以下あわせて「車載機専用アプリ等」といいます）の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります（無料期間内であっても同様です）。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。 車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。 (5) 支払方法 G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいいずれかの方法によるものとします。 ・選択可能な支払方法はお申し込みの G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスの種類やお申し込み方法により異なります。 ・G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。ただし、G-Link 基本利用料の支払方法として販売店支払いを選択した場合、オプションサービスの支払方法は別途選択可能な支払方法を追加でご選択ください。 ・中途契約（月払い）と 1 カ月継続プランまたはオプションサービスの月払いでのお申し込みの場合は、クレジットカード払いのみとなります。 ・クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスを購入できない場合があります。また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいて、クレジットカードによる支払いを選択された場合、G-Link の基本利用料の支払方法もこれに伴ってクレジットカードでの支払いに変更されます。 ・選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。 ・一部 G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいては、選択した支払方法は当社所定の手続により変更することが可能です。 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。 <table border="1" data-bbox="44 1353 1104 1508"> <tr> <td data-bbox="44 1353 271 1508">クレジットカード</td><td data-bbox="271 1353 1104 1508">当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変</td></tr> </table>	クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変	(3) G-Link 基本サービスの契約期間 G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 (4) G-Link 基本サービスの利用料および事務手数料 G-Link 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 なお、G-Link 基本サービスの利用料には、オプションサービスの利用料、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、G-Link 連動自動車保険、レクサス緊急サポート 24 において JAF が提供するサービス等、以下あわせて「車載機専用アプリ等」といいます）の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります（無料期間内であっても同様です）。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。 車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。 (5) 支払方法 G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいいずれかの方法によるものとします。 ・選択可能な支払方法はお申し込みの G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスの種類やお申し込み方法により異なります。 ・G-Link スタンダード契約以外の G-Link 基本サービスのプランの場合、G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。ただし、G-Link 基本利用料の支払方法として販売店支払いを選択した場合、オプションサービスの支払方法は別途選択可能な支払方法を追加でご選択ください。 ・中途契約（月払い）と 1 カ月継続プランまたはオプションサービスの月払いでのお申し込みの場合は、クレジットカード払いのみとなります。 ・クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスを購入できない場合があります。また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいて、クレジットカードによる支払いを選択された場合、G-Link の基本利用料の支払方法もこれに伴ってクレジットカードでの支払いに変更されます。 ・選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。 ・一部 G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいては、選択した支払方法は当社所定の手続により変更することが可能です。 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。 <table border="1" data-bbox="1131 1329 2190 1492"> <tr> <td data-bbox="1131 1329 1357 1492">クレジットカード</td><td data-bbox="1357 1329 2190 1492">当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変</td></tr> </table>	クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変
クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変				
クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変				

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧		新	
	更がなされたクレジットカードにより継続して G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことにあらかじめ同意するものとします。		更がなされたクレジットカードにより継続して G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことにあらかじめ同意するものとします。
預金口座振替（口座引落し） （以下、「預金口座振替」といいます）	一部の G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる G-Link の基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（消費税込み）の手数料を請求します。	預金口座振替（口座引落し） （以下、「預金口座振替」といいます）	一部の G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる G-Link の基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（消費税込み）の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。	指定口座振込	一部の G-Link 基本サービスのプランおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
販売店支払い	販売店にて支払い手段をご確認のうえ、お支払いください。 なお、販売店支払いは、2 年継続プランまたはデジタルキー利用契約（2 年払い）の場合のみ対象です。	販売店支払い	販売店にて支払い手段をご確認のうえ、お支払いください。 なお、販売店支払いは、2 年継続プラン、デジタルキー利用契約（2 年払い）またはナビパッケージ（2 年払い）の場合のみ対象です。
(6) 支払期日 G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。ただし、レクサス充電ステーション予約の従量制の充電料金についての締め日は当月末日、決済日は翌々月 1 日です。支払期日は、支払方法により異なります。（レクサス充電ステーション予約は、2026 年 3 月 31 日をもって終了いたします）		(6) 支払期日 G-Link 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。支払期日は、支払方法により異なります。	
クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各カード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。	クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各カード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
預金口座振替	契約期間開始日が属する月の翌々月の 23 日に引き落としとなります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としとなります。	預金口座振替	契約期間開始日が属する月の翌々月の 23 日に引き落としとなります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としとなります。
指定口座振込	TC の発行する請求書に記載された内容に従い、TC 指定口座への振込みをすることになります。支払期限は、契約期間開始日が属する月の翌々月の末日となります。請求書記載の期日までにお振込みください。	指定口座振込	TC の発行する請求書に記載された内容に従い、TC 指定口座への振込みをすることになります。支払期限は、契約期間開始日が属する月の翌々月の末日となります。請求書記載の期日までにお振込みください。
販売店支払い	契約期間開始日の前日までにお支払いください。	販売店支払い	契約期間開始日の前日までにお支払いください。
【別表 1A】 ■新車契約 (1) 新車購入時に同時にお申し込みの場合、または、車両初度登録日以降初回の 36 カ月点検月の末日まで（無料期間）の間に初めてお申し込みの場合		【別表 1A】 ■新車契約 (1) 新車購入時に同時にお申し込みの場合、または、車両初度登録日以降初回の 36 カ月点検月の末日まで（無料期間）の間に初めてお申し込みの場合（別表 1H に該当する場合を除きます）	
契約期間	契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 カ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 新車契約の無料期間満了日までに、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ、無料期間満了日までに契約プランの変更の手続きの効力が発生しない限り、新車契約は、無料期間満了日をもって契約終了となります。	契約期間	契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 カ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 新車契約の無料期間満了日までに、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ、無料期間満了日までに契約プランの変更の手続きの効力が発生しない限り、新車契約は、無料期間満了日をもって契約終了となります。

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧				新				
	※無料期間内に新車契約を解約した場合、契約者は無料期間中であっても、その後 G-Link を再契約するときは有料の契約（中途契約）となります。				※無料期間内に新車契約を解約した場合、契約者は無料期間中であっても、その後 G-Link を再契約するときは有料の契約（中途契約）となります。			
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	無料	利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	無料	
		契約事務手数料	無料			契約事務手数料	無料	
	上記以外の車両	基本利用料	無料		上記以外の車両	基本利用料	無料	
		契約事務手数料	無料			契約事務手数料	無料	
選択可能な支払方法	選択不要			選択可能な支払方法	選択不要			
【別表1B】 ■CPO契約 (1) CPO車両購入時に同時にお申し込みの場合、または、CPO車両納車予定日から起算して起算月を含む25ヵ月後の末日まで（無料期間）の間に初めてお申し込みの場合				【別表1B】 ■CPO契約 (1) CPO車両購入時に同時にお申し込みの場合、または、CPO車両納車予定日から起算して起算月を含む25ヵ月後の末日まで（無料期間）の間に初めてお申し込みの場合（別表1Hに該当する場合を除きます）				
契約期間	契約期間は、契約成立日から販売店と契約者との間で設定された CPO 車両の納車予定日から起算して 25 ヲ月後の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 CPO 契約の無料期間満了日までに、1 ヲ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ、無料期間満了日までに契約プランの変更の手続きの効力が発生しない限り、CPO 契約は、無料期間満了日をもって契約終了となります。 ※無料期間内に CPO 契約を解約した場合、契約者は無料期間中であっても、その後 G-Link を再契約するときは有料の契約（中途契約）となります。			契約期間	契約期間は、契約成立日から販売店と契約者との間で設定された CPO 車両の納車予定日から起算して 25 ヲ月後の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 CPO 契約の無料期間満了日までに、1 ヲ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ、無料期間満了日までに契約プランの変更の手続きの効力が発生しない限り、CPO 契約は、無料期間満了日をもって契約終了となります。 ※無料期間内に CPO 契約を解約した場合、契約者は無料期間中であっても、その後 G-Link を再契約するときは有料の契約（中途契約）となります。			
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	無料	利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	無料	
		契約事務手数料	無料			契約事務手数料	無料	
	上記以外の車両	基本利用料	無料		上記以外の車両	基本利用料	無料	
		契約事務手数料	無料			契約事務手数料	無料	
選択可能な支払方法	選択不要			選択可能な支払方法	選択不要			
【別表1C】 ■CPO以外のU-Car契約 (1) 2013年9月30日までの申し込みによりU-Car契約が成立しており、かつ、当該契約を継続する場合				【別表1C】 ■CPO以外のU-Car契約 (1) 2013年9月30日までの申し込みによりU-Car契約が成立しており、かつ、当該契約を継続する場合				
契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して、起算月を含む 13 ヲ月後の末日までです。 契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 CPO 以外の U-Car 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに CPO 以外の U-Car 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに CPO 以外の U-Car 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。			契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して、起算月を含む 13 ヲ月後の末日までです。 契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 CPO 以外の U-Car 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに CPO 以外の U-Car 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに CPO 以外の U-Car 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。			
料金（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	（対象なし）	利用料（消費税込み）	基本利用料		17,315 円/年	
		契約事務手数料	（対象なし）					
	上記以外の車両	基本利用料	17,315 円/年					
		契約事務手数料	8,148 円/回					
選択可能な支払方法	選択不要			選択可能な支払方法	選択不要			

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧

【別表1D】

■中途契約

(1) 新車および CPO 車両にて、一旦 G-Link 契約解約後再度お申し込みされる、または無料期間経過後初めてお申し込みの場合

※中途契約（月払い）は、利用車両が当社所定車種においてのみお申し込みいただけます。

契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日まで（年払いの場合）、または、利用開始日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 中途契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに中途契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに中途契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度月払いを選択されると、以降、年払いに変更することができなくなります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料（年払い）	19,000 円／年 ※2026 年 4 月 30 日までに申し込み手続きを行った場合または同日までに自動更新された契約期間に適用される利用料です。一方で、2026 年 5 月 1 日以降に申し込み手続きを行った場合または自動更新された契約期間には、新料金 22,800 円／年が適用されます。
		基本利用料（月払い）	1,900 円／月
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料（年払い）	17,315 円／年
		基本利用料（月払い）	1,870 円／月
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

【別表1E】

■1ヵ月継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO 契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約の契約期間満了日までに申し込みの場合

※1 ヵ月継続プラン契約は、利用車両が当社所定車種においてのみお申し込みいただけます。

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。1 ヵ月継続プラン契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに 1 ヵ月継続プラン契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに 1 ヵ月継続プラン契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度 1 ヵ月継続プランを選択されると、以降、1 年継続プランまたは 2 年継続プラン契約に変更することができなくなります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	1,900 円／月
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	1,870 円／月

新

【別表1D】

■中途契約

(1) 新車および CPO 車両にて、一旦 G-Link 契約解約後再度お申し込みされる、または無料期間経過後初めてお申し込みの場合（別表 1H に該当する場合を除きます）

※中途契約（月払い）は、利用車両が当社所定車種においてのみお申し込みいただけます。

契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日まで（年払いの場合）、または、利用開始日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 中途契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに中途契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに中途契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度月払いを選択されると、以降、年払いに変更することができなくなります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料（年払い）	22,800 円／年
		基本利用料（月払い）	1,900 円／月
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料（年払い）	17,315 円／年
		基本利用料（月払い）	1,870 円／月
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

【別表1E】

■1ヵ月継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO 契約、1 年継続プラン契約または 2 年継続プラン契約の契約期間満了日までに申し込みの場合

※1 ヵ月継続プラン契約は、利用車両が当社所定車種においてのみお申し込みいただけます。

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。1 ヵ月継続プラン契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに 1 ヵ月継続プラン契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに 1 ヵ月継続プラン契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度 1 ヵ月継続プランを選択されると、以降、1 年継続プランまたは 2 年継続プラン契約に変更することができなくなります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	1,900 円／月
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	1,870 円／月

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧

		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード		
【別表1F】 ■1年継続プラン契約			
(1) 契約中の新車契約、CPO 契約または 2 年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合			
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を含む 12 ヶ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。1 年継続プラン契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに 1 年継続プラン契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに 1 年継続プラン契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度 1 年継続プランを選択されると、以降、2 年継続プラン契約に変更することができなくなります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	19,000 円／年 ※2026 年 4 月 30 日までにお申し込み手続きを行った場合または同日までに自動更新された契約期間に適用される利用料です。一方で、2026 年 5 月 1 日以降にお申し込み手続きを行った場合または自動更新された契約期間には、新料金 22,800 円／年が適用されます。
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	17,315 円／年
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

新

		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード		
【別表1F】 ■1年継続プラン契約			
(1) 契約中の新車契約、CPO 契約または 2 年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合			
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を含む 12 ヶ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。1 年継続プラン契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに 1 年継続プラン契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに 1 年継続プラン契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、一度 1 年継続プランを選択されると、以降、2 年継続プラン契約に変更することができなくなります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	22,800 円／年
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	17,315 円／年
		契約事務手数料	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

【別表1G】
■2年継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO契約または2年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を含む 24 ヶ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。2 年継続プラン契約の契約期間満了日までに 1 ヶ月継続プランまたは 1 年継続プランへ変更する旨の所定の手続きが行われ契約プランの変更の手続きが完了する、または、2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ契約プランの変更の手続きが完了する必要があります。これがされない場合には、2 年継続プラン契約は、契約期間満了日をもって契約終了となります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	36,000 円／2 年 ※2026 年 4 月 30 日までにお申し込み手続きを行った場合に適用される利用料です。一方で、2026 年 5 月 1

【別表1G】
■2年継続プラン契約

(1) 契約中の新車契約、CPO契約または2年継続プラン契約の契約期間満了日までにお申し込みの場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を含む 24 ヶ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。2 年継続プラン契約の契約期間満了日までに 1 ヶ月継続プランまたは 1 年継続プランへ変更する旨の所定の手続きが行われ契約プランの変更の手続きが完了する、または、2 年継続プラン契約へ変更する旨の所定の手続きが行われ契約プランの変更の手続きが完了する必要があります。これがされない場合には、2 年継続プラン契約は、契約期間満了日をもって契約終了となります。		
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	基本利用料	41,800 円／2 年
		契約事務手数料	無料
	上記以外の車両	基本利用料	32,593 円／2 年
		契約事務手数料	無料

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧				新		
			日以降にお申し込み手続きを行った場合には、新料金 41,800 円／2 年が適用されます。	選 択 可 能 な 支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／販売店支払い	
		契約事務手数料	無料			
	上記以外の車両	基本利用料	32,593 円／2 年			
		契約事務手数料	無料			
選 択 可 能 な 支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／販売店支払い					
				【別表1H】 ■G-Linkスタンダード契約 (1) G-Linkスタンダード契約対応車両で、G-Linkを利用する場合。G-Linkスタンダード契約対応車両は、こちら（ https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf ）からご確認いただけます。		
				契約期間	契約成立日から G-Link スタンダードのサービス提供終了まで	
				利用料(消費 税込み)	基本利用料	無料
					契約事務手数料	無料
				選 択 可 能 な 支払方法	選択不要	
＜別紙2＞G-Link Lite 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法 (1) G-Link Lite のサービス G-Link Lite に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら（ https://lexus.jp/ltc/g-link_lite/ ）からご確認いただけます。				＜別紙2＞G-Link Lite 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法 (1) G-Link Lite のサービス G-Link Lite に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら（ https://lexus.jp/ltc/g-link_lite/ ）からご確認いただけます。		
サービス提供主体		基本サービス	オプションサービス	＜G-Link Lite 契約＞		
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・オペレーターサービス ・エージェント ・Lexus Apps ・リモートエアコン（＊1） ・CD タイトル情報取得	・リモートエアコン（＊2） ・車内 Wi-Fi		サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・ロードアシスト 24 ・オペレーターサービス ・エージェント ・Lexus Apps ・CD タイトル情報取得			TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security ・ロードアシスト 24 ・オペレーターサービス ・エージェント ・Lexus Apps ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi
TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート			TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・ソフトウェアアップデート	なし
TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・コネクティッドナビ			TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（＊1） ・マイセッティング ・リモートエアコン（＊2） ・コネクティッドナビ	・リモートエアコン（＊3）
＊1 一部車両においては、リモートエアコン利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとして提供されます。						
＊2 ディーラーオプションを装着し、オプションサービスとしてリモートエアコンを利用する場合のみ。						

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧		新													
		*1 BEV（電動自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）に限って利用できます。 *2 一部車両においては、リモートエアコン利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとして提供されます。 *3 ディーラーオプションを装着し、オプションサービスとしてリモートエアコンを利用する場合のみ。													
		<G-LinkLite スタンダード契約> <table><tr><th>サービス提供主体</th><th>基本サービス</th><th>オプションサービス</th></tr><tr><td>TC が提供するサービス（TC 提供サービス）</td><td>・ヘルプネット ・G-Security（*1）（*2） ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得</td><td>・車内 Wi-Fi ・オペレーターサービス（*2） ・ロードアシスト 24（*2）</td></tr><tr><td>TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）</td><td>・エージェント ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート</td><td>なし</td></tr><tr><td>TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）</td><td>・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（*3） ・マイセッティング ・デジタルキー</td><td>・リモートエアコン（*2） ・コネクティッドナビ（*2） ・スマホ de ドラレコ</td></tr></table> *1 G-Security のうち車両の位置追跡と警備員の派遣はオプションサービスであるナビパッケージ Lite の一部として提供され、基本サービスには含まれません。 *2 オペレーターサービス、リモートエアコン、コネクティッドナビ、ロードアシスト 24 ならびに G-Security のうち車両の位置追跡および警備員の派遣は、ナビパッケージ Lite の名称でオプションサービスとして提供されます。 *3 BEV（電動自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）に限って利用できます。		サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス	TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security（*1）（*2） ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi ・オペレーターサービス（*2） ・ロードアシスト 24（*2）	TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・エージェント ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート	なし	TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（*3） ・マイセッティング ・デジタルキー	・リモートエアコン（*2） ・コネクティッドナビ（*2） ・スマホ de ドラレコ
サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス													
TC が提供するサービス（TC 提供サービス）	・ヘルプネット ・G-Security（*1）（*2） ・リモートメンテナンスサービス ・CD タイトル情報取得	・車内 Wi-Fi ・オペレーターサービス（*2） ・ロードアシスト 24（*2）													
TMC が提供するサービス（TMC 提供サービス）	・エージェント ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート	なし													
TC および TMC が共同で提供するサービス（TC/TMC 提供サービス）	・マイカーログ ・ドライブ診断 ・充電・給電情報（*3） ・マイセッティング ・デジタルキー	・リモートエアコン（*2） ・コネクティッドナビ（*2） ・スマホ de ドラレコ													
(2) G-LinkLite 基本サービスのプラン G-LinkLite 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の G-Link Lite 基本サービスのプラン内容については、こちら（https://lexus.jp/ltc/g-link_lite/）からご確認ください。 <table><tr><td>対象</td><td>2013 年 10 月 1 日以降のお申し込みにより G-Link Lite 契約が成立し、当該契約が継続している場合</td></tr></table>		対象	2013 年 10 月 1 日以降のお申し込みにより G-Link Lite 契約が成立し、当該契約が継続している場合	(2) G-LinkLite 基本サービスのプラン G-Link Lite 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 G-LinkLite 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の G-Link Lite 基本サービスのプラン内容については、こちら（https://lexus.jp/ltc/g-link_lite/）からご確認ください。 <table><tr><th>プラン名称</th><th>適用される別表</th></tr><tr><td>G-Link Lite 契約</td><td>別表 2A</td></tr><tr><td>G-Link Lite スタンダード契約</td><td>別表 2B</td></tr></table>		プラン名称	適用される別表	G-Link Lite 契約	別表 2A	G-Link Lite スタンダード契約	別表 2B				
対象	2013 年 10 月 1 日以降のお申し込みにより G-Link Lite 契約が成立し、当該契約が継続している場合														
プラン名称	適用される別表														
G-Link Lite 契約	別表 2A														
G-Link Lite スタンダード契約	別表 2B														
(3) G-Link Lite 基本サービスの契約期間 <table><tr><td>契約期間</td><td>契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解除 G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日まででしをしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となり</td></tr></table>		契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解除 G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日まででしをしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となり	(3) G-Link Lite 基本サービスの契約期間 G-Link Lite 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。											
契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解除 G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日まででしをしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となり														
(4) G-Link Lite 基本サービスの利用料および事務手数料 G-Link Lite 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプ		(4) G-Link Lite 基本サービスの利用料および事務手数料 G-Link Lite 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。 なお、G-Link Lite 基本サービスの利用料には、オプションサービスの利用料、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、G-Link 連動自動車保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供す													

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧				新	
り、G-Link 連動自動車保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等、以下あわせて「車載機専用アプリ等」といいます)の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります(無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。				るサービス等、以下あわせて「車載機専用アプリ等」といいます)の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります(無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。	
車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。				車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。	
利用料(消費税込み)	2021 年 10 月以降発売のナビ対応車両	G-Link Lite基本利用料(年払い)	19,000 円/年 ※2026 年 4 月 30 日までにお申し込み手続きを行った場合または同日までに自動更新された契約期間に適用される利用料です。一方で、2026 年 5 月 1 日以降にお申し込み手続きを行った場合または自動更新された契約期間には、新料金 22,800 円/年が適用されます。		
		契約事務手数料	8,148 円/回		
	上記以外の車両	G-Link Lite基本利用料(年払い)	17,315 円/年		
		契約事務手数料	8,148 円/回		
(5) 支払方法				(5) 支払方法	
・ G-Link Lite 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記の方法によるものとします。				・ G-Link Lite 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記の方法によるものとします。	
・ クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。				・ クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。	
・ 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。				・ 契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。	
クレジットカード		当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して G-Link Lite の基本利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことにあらかじめ同意するものとします。			
(6) 支払期日				(6) 支払期日	
G-Link Lite 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の締め日は、当月末日です。				G-Link Lite 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の締め日は、当月末日です。	
クレジットカード		クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。			
クレジットカード		クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。			

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新																			
	【別表 2A】 ■G-Link Lite 契約 (1)2013年10月1日以降のお申し込みによりG-Link Lite契約が成立し、当該契約が継続している場合（別表2Bに該当する場合を除きます） <table><tr><td>契約期間</td><td colspan="3">契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link Lite 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。</td></tr><tr><td rowspan="4">利用料（消費税込み）</td><td rowspan="2">2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両</td><td>G-Link Lite 基本利用料（年払い）</td><td>22,800 円／年</td></tr><tr><td>契約事務手数料</td><td>8,148 円／回</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外の車両</td><td>G-Link Lite 基本利用料（年払い）</td><td>17,315 円／年</td></tr><tr><td>契約事務手数料</td><td>8,148 円／回</td></tr><tr><td>選択可能な支払方法</td><td colspan="3">クレジットカード</td></tr></table>	契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link Lite 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。			利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	G-Link Lite 基本利用料（年払い）	22,800 円／年	契約事務手数料	8,148 円／回	上記以外の車両	G-Link Lite 基本利用料（年払い）	17,315 円／年	契約事務手数料	8,148 円／回	選択可能な支払方法	クレジットカード		
契約期間	契約期間は、利用開始日から起算して起算月を含む 13 カ月後の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。G-Link Lite 契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link Lite 契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link Lite 契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。																			
利用料（消費税込み）	2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両	G-Link Lite 基本利用料（年払い）	22,800 円／年																	
		契約事務手数料	8,148 円／回																	
	上記以外の車両	G-Link Lite 基本利用料（年払い）	17,315 円／年																	
		契約事務手数料	8,148 円／回																	
選択可能な支払方法	クレジットカード																			
	【別表2B】 ■G-Link Liteスタンダード契約 (1)G-LinkLiteスタンダード契約対応車両で、G-LinkLiteを利用する場合。G-LinkLiteスタンダード契約対応車両は、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認いただけます。 <table><tr><td>契約期間</td><td colspan="2">契約成立日から G-Link Lite スタンダードのサービス提供終了まで</td></tr><tr><td rowspan="2">利用料(消費税込み)</td><td>G-Link Lite スタンダード基本利用料</td><td>無料</td></tr><tr><td>契約事務手数料</td><td>無料</td></tr><tr><td>選択可能な支払方法</td><td colspan="2">選択不要</td></tr></table>	契約期間	契約成立日から G-Link Lite スタンダードのサービス提供終了まで		利用料(消費税込み)	G-Link Lite スタンダード基本利用料	無料	契約事務手数料	無料	選択可能な支払方法	選択不要									
契約期間	契約成立日から G-Link Lite スタンダードのサービス提供終了まで																			
利用料(消費税込み)	G-Link Lite スタンダード基本利用料	無料																		
	契約事務手数料	無料																		
選択可能な支払方法	選択不要																			
<別紙 3> G-Link 等基本サービスの種類およびサービス内容 ■ G-Security (1) サービスの内容 G-Security は、ドアのこじ開け等による車両の異常を検知した場合に、TC 所定の方法でお知らせ等を行うサービスです。詳細はこちら（https://lexus.jp/ltc/service/）からご確認いただけます。 G-Security は、契約者および権限受領者が利用できます。ただし、車両の位置追跡、リモートイモビライザー、マイカー始動ロックおよび警備員の派遣要請は契約者のみ利用できます。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-1 G-Security をご確認ください。	<別紙 3> G-Link 等基本サービスの種類およびサービス内容 ■ G-Security G-Link および G-Link Lite の一部のサービスプランにおいては、車両の位置追跡および警備員の派遣は、本規約別紙 3-1 に規定されるサービスと同等の内容が、オプションサービスである「ナビパッケージ」（G-Link の場合）または「ナビパッケージ Lite」（G-Link Lite の場合）の一部として提供され、基本サービスである G-Security には含まれません。 (1) サービスの内容 G-Security は、ドアのこじ開け等による車両の異常を検知した場合に、TC 所定の方法でお知らせ等を行うサービスです。詳細はこちら（https://lexus.jp/ltc/service/）からご確認いただけます。 G-Security は、契約者および権限受領者が利用できます。ただし、車両の位置追跡、リモートイモビライザー、マイカー始動ロックおよび警備員の派遣は契約者のみ利用できます。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙3-1 G-Security をご確認ください。																			

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
■ レクサス緊急サポート 24 (1) サービスの内容 レクサス緊急サポート 24 は、お車が走行不能になった場合などに応急修理やレッカー搬送の手配を行うサービスです。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/support24/) からご確認いただけます。 レクサス緊急サポート 24 は、G-Link の契約者および G-Link の車両利用者が利用できます。 レクサス緊急サポート 24 の対象地域 (*1): 北海道、本州、四国、九州、および沖縄の本島 (離島 (*2) についてはレクサス緊急サポート 24 のサービスを提供できない場合があります) *1: 搬送可能な積載車 (TC が指定する特殊な積載車両) の手配不能地域を除きます。 *2: ここでいう離島とは、TC の委託事業者が提供不可能な地域を指します。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-2 レクサス緊急サポート 24 をご確認ください。	■ レクサス緊急サポート 24 G-Link の一部サービスプランにおいては、オプションサービスである「ナビパッケージ」の一部として提供され、基本サービスには含まれません。 また、G-Link Lite の一部のサービスプランにおいては、オプションサービスである「ナビパッケージ Lite」の一部として提供され、基本サービスには含まれません。 (1) サービスの内容 レクサス緊急サポート 24 は、お車が走行不能になった場合などに応急修理やレッカー搬送の手配を行うサービスです。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/support24/) からご確認いただけます。G-Link Lite においては、「ロードアシスト 24」の名称でサービス提供され、ロードアシスト 24 においては、レッカーサポートサービスのみ提供されます。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/road_assist24/) からご確認いただけます。 レクサス緊急サポート 24 の提供対象者は以下のとおりです。 ・新車契約、CPO 契約、CPO 以外の U-Car、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約および 2 年継続プラン契約の場合: G-Link の契約者および G-Link の車両利用者 ・G-Link スタンダード契約の場合: ナビパッケージ契約者およびナビパッケージ車両利用者 ロードアシスト 24 の提供対象者は以下のとおりです。 ・G-Link Lite 契約の場合: G-Link Lite の契約者および G-Link Lite の車両利用者 ・G-Link Lite スタンダード契約の場合: ナビパッケージ Lite 契約者およびナビパッケージ Lite 車両利用者 レクサス緊急サポート 24 の対象地域 (*1): 北海道、本州、四国、九州、および沖縄の本島 (離島 (*2) についてはレクサス緊急サポート 24 のサービスを提供できない場合があります) *1: 搬送可能な積載車 (TC が指定する特殊な積載車両) の手配不能地域を除きます。 *2: ここでいう離島とは、TC の委託事業者が提供不可能な地域を指します。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-2 レクサス緊急サポート 24 をご確認ください。
■ レクサスオーナーズデスク (なお、G-Link Lite においては「オペレーターサービス」の名称でサービス提供され、オペレーターサービスにおいては、レクサスオーナーズデスクで提供されるサービスの一部が提供されません。G-Link Lite の各サービスの詳細な内容は、こちら (https://lexus.jp/ltc/g-link_lite/) からご確認いただけます)。 (1) サービスの内容 レクサスオーナーズデスクは、オペレーターによるドライブサポートなどさまざまなリクエストにお応えするサービスです。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/lexus_owners_desk/) からご確認いただけます。 レクサスオーナーズデスクは、契約者および車両利用者が利用できます。ただし、予約代行および緊急サポートは契約者のみ利用できます。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-3 レクサスオーナーズデスク をご確認ください。	■ レクサスオーナーズデスク G-Link の一部のサービスプランにおいては、オプションサービスである「ナビパッケージ」の一部として提供され、基本サービスには含まれません。 また、G-Link Lite の一部のサービスプランにおいては、オプションサービスである「ナビパッケージ Lite」の一部として提供され、基本サービスには含まれません。G-Link Lite の各サービスの詳細な内容は、こちら (https://lexus.jp/ltc/g-link_lite/) からご確認いただけます)。 (1) サービスの内容 レクサスオーナーズデスクは、オペレーターによるドライブサポートなどさまざまなリクエストにお応えするサービスです。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/lexus_owners_desk/) からご確認いただけます。G-Link Lite においては「オペレーターサービス」の名称でサービス提供され、オペレーターサービスにおいては、レクサスオーナーズデスクで提供されるサービスの一部が提供されません。 レクサスオーナーズデスクは、契約者および車両利用者が利用できます。ただし、予約代行および緊急サポートは契約者のみ利用できます。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-3 レクサスオーナーズデスク をご確認ください。
■ コネクティッドナビ (1) サービスの内容	■ コネクティッドナビ G-Link の一部のサービスプランにおいては、オプションサービスである「ナビパッケージ」の一部として、

G-Link/G-Link Lite 利用規約

旧	新
コネクティッドナビは、スマートセンターの情報を活用した快適なナビゲーションを行うサービスです。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/connected_navi/) からご確認ください。 コネクティッドナビは、契約者および車両利用者が利用できます。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-5 コネクティッドナビ をご確認ください。	G-Link Lite の一部サービスプランにおいては、オプションサービスである「ナビパッケージ Lite」の一部として提供され、基本サービスには含まれません。 (1) サービスの内容 コネクティッドナビは、スマートセンターの情報を活用した快適なナビゲーションを行うサービスです。詳細はこちら (https://lexus.jp/ltc/service/connected_navi/) からご確認ください。 コネクティッドナビは、契約者および車両利用者が利用できます。 (2) 利用条件および遵守事項 別紙 3-5 コネクティッドナビ をご確認ください。
■ その他のサービス (1) エージェント 音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索、利用車両に関するお問い合わせなどができるサービス。 (2) リモートメンテナンスサービス TMC または販売店から利用車両に対し、リコール情報等、お車に関する大切なお知らせをお送りするサービス。 (3) CD タイトル情報取得 車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。 (4) マップオンデマンド エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。 (5) ハイブリッドナビ 走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するサービス。 (6) ソフトウェアアップデート DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。	■ その他のサービス (1) エージェント 音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索、利用車両に関するお問い合わせなどができるサービス。また、おすすめスポットやニュースの提案サービスもございます。オプションサービスの契約状況によって音声認識操作できる機能が追加されます。 (2) リモートメンテナンスサービス TMC または販売店から利用車両に対し、リコール情報等、お車に関する大切なお知らせをお送りするサービス。 (3) CD タイトル情報取得 車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。 (4) マップオンデマンド エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。 (5) ハイブリッドナビ 走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するサービス。 (6) ソフトウェアアップデート DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。 (7) マイカーログ 行った場所や走行距離/燃費などのトリップ情報をリストやグラフ表示で確認できるサービス。コネクティッドナビを契約していない場合は、出発地および到着地点のみの表示となり、運転軌跡の情報は表示されません。 (8) ドライブ診断 車両から取得したデータを使用し、運転を診断するサービス。 (9) 充電・給電情報 My LEXUS (アプリ) を使って充電状況を確認したり、充電の開始操作ができるサービス。 (10) マイセッティング 車載機の音量、運転席シート位置など、ドライバーの好みに合った設定を車両に記憶できるサービス。

G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について

旧	新
G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、以下 TC および TMC を総称して「当社」といいます）は、G-Link、G-Link Lite および G-Link（携帯接続）（以下総称して「G-Link 等」といいます）のご提供にあたって、以下のとおり個人情報を取扱います。	G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、以下 TC および TMC を総称して「当社」といいます）は、G-Link および G-Link Lite（以下総称して「G-Link 等」といいます）のご提供にあたって、以下のとおり個人情報を取扱います。
第 1 条 （定義） 本書において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとし、その他本書で使用する用語は、本書で定義されない限り、G-Link/G-Link Lite 利用規約および G-Link（携帯接続）利用規約で定義する意味を有するものとします。 (1) 契約データ：契約者に関するデータおよび契約内容に関するデータを総称していいます。 (2) 契約者に関するデータ：契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下、本書において同じです）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。 (3) 契約内容に関するデータ：G-Link 等の ID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、G-Link 等の契約内容に関するデータをいいます。 (4) 車両データ：利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータおよび車両状態に関するデータを総称していいます。 (5) 利用車両に関するデータ：車名、車体（車台）番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。 (6) 走行状況に関するデータ：エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報、位置情報、ハーモニアスドライビングナビゲーターの利用状況およびサーキットモードの利用状況等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。 (7) 車両状態に関するデータ：警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。	第 1 条 （定義） 本書において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとし、その他本書で使用する用語は、本書で定義されない限り、G-Link/G-Link Lite 利用規約で定義する意味を有するものとします。 (1) 契約データ：契約者に関するデータおよび契約内容に関するデータを総称していいます。 (2) 契約者に関するデータ：契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下、本書において同じです）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。 (3) 契約内容に関するデータ：G-Link 等の ID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、G-Link 等の契約内容に関するデータをいいます。 (4) 車両データ：利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータおよび車両状態に関するデータを総称していいます。 (5) 利用車両に関するデータ：車名、車体（車台）番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。 (6) 走行状況に関するデータ：エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報、位置情報、ハーモニアスドライビングナビゲーターの利用状況およびサーキットモードの利用状況等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。 (7) 車両状態に関するデータ：警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。

G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について

旧	新
(8)ヘルプネット利用時に送信されるデータ:ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動通報/手動通報の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。 (9)エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ:エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信される内容等に関するデータをいいます。 (10) 販売店:レクサスブランドの車両を販売する TMC 系列の店舗（以下、本号において「店舗」といいます）を運営する事業者のうち、契約者が利用車両を購入した店舗を運営する事業者、および契約者または車両利用者が指定した店舗を運営する事業者をいいます。	(8) ヘルプネット利用時に送信されるデータ:ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動通報/手動通報の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。 (9) エージェント利用時に送信されるデータ:エージェント利用時に送信される、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、およびエージェントとの会話内容等に関するデータをいいます。ドライバーモニターのシステムを搭載している一部の車種の場合、運転者の状態（顔の向き、注視点の情報等）を解析したデータを含みます（運転者の顔画像・動画は含みません）。ドライバーモニターのシステムの搭載有無は、取扱説明書からご確認いただけます。 (10) コネクティッドナビ利用時に送信されるデータ:コネクティッドナビ利用時に送信される内容等に関するデータをいいます。 (11) 販売店:レクサスブランドの車両を販売する TMC 系列の店舗（以下、本号において「店舗」といいます）を運営する事業者のうち、契約者が利用車両を購入した店舗を運営する事業者、および契約者または車両利用者が指定した店舗を運営する事業者をいいます。
第 2 条 （データの取得） 1. TC は、次条第 1 項に定める目的のために、TMC は次条第 2 項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。 (1) G-Link 等の申し込みにあたり、申込者が登録した契約データ (2) G-Link 等の申し込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ (3) G-Link 等の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ（TC の場合はヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを含みます） (4) G-Link 等の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両データ（TC の場合は、ヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータも併せて送信されます） (5) G-Link 等の利用にあたり、契約者が利用した個別のサービスならびにその利用	第 2 条 （データの取得） 1. TC は、次条第 1 項に定める目的のために、TMC は次条第 2 項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。 (1) G-Link 等の申し込みにあたり、申込者が登録した契約データ (2) G-Link 等の申し込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ (3) G-Link 等の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ ① TC が取得するデータについてはヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両以外の場合）およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを、②TMC が取得するデータについてはエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両の場合）を含みます） (4) G-Link 等の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両データ ①TC が取得するデータについてはヘルプネット利用時に送

G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について

旧	新
日時および利用回数その他利用履歴 (6) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ 2. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほかに、TMC または販売店から取得することがあります。	信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両以外の場合）およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを、②TMC が取得するデータについてはエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両の場合）を含みます） (5) G-Link 等の利用にあたり、契約者が利用した個別のサービスならびにその利用日時および利用回数その他利用履歴 (6) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ 2. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほかに、TMC または販売店から取得することがあります。
第 3 条 （契約データおよび車両データ等の利用目的） 1. TC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。 (1)契約者、車両利用者および権限受領者への G-Link 等の提供 (2)契約者への G-Link 等の提供にかかる対価・料金（以下、「本件料金」といいます）の請求 (3)契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます） (4)車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析 (5)お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査 (6)契約者、車両利用者、権限受領者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス（交通情報等） (7)契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務 (8)次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析 2. TMC は、前条に基づき取得した契約データおよび車両データ等を安全に管理し、	第 3 条 （契約データおよび車両データ等の利用目的） 1. TC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両以外の場合）および、コネクティッドナビ利用時に送信されるデータ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。 (1)契約者、車両利用者および権限受領者への G-Link 等の提供 (2)契約者への G-Link 等の提供にかかる対価・料金（以下、「本件料金」といいます）の請求 (3)契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます） (4)車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析 (5)お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査 (6)契約者、車両利用者、権限受領者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス（交通情報等） (7)契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務

G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について

旧	新
次の各号に定める目的のために利用します。 (1)契約者、車両利用者および権限受領者への G-Link 等の提供 (2)契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます） (3)車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析 (4)お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査 (5)第 5 条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析 (6)契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務 (7)TMC による、G-Link 等に紐づくサービスの提供（当該 G-Link 等に紐づくサービスの利用を申し込んだ場合に限りします） 3. 前二項に掲げるほか、当社は、レクサスオーナーズデスク、オペレーターサービスまたはその他の G-Link 等に関するサービスにおいて契約者、車両利用者または権限受領者から提供される音声データおよびお問い合わせ先へのご連絡内容について、次の目的で通話のモニタリングや録音を行うとともに、その音声データならびにご利用の日時およびその他の関連する情報（以下、「音声データ等」といいます）を、次の目的に利用することがあります。 (1)ご連絡内容の確認およびご連絡への対応 (2)ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上 (3)新商品、新サービス等の企画・開発およびマーケティング分析	(8)次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析 2. TMC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、およびエージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両の場合）等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。 (1)契約者、車両利用者および権限受領者への G-Link 等の提供 (2)契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます） (3)車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析 (4)お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査 (5)第 5 条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析 (6)契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務 (7)TMC による、G-Link 等に紐づくサービスの提供（当該 G-Link 等に紐づくサービスの利用を申し込んだ場合に限りします） 3. 前二項に掲げるほか、当社は、レクサスオーナーズデスク、オペレーターサービスまたはその他の G-Link 等に関するサービスにおいて契約者、車両利用者または権限受領者から提供される音声データおよびお問い合わせ先へのご連絡内容について、次の目的で通話のモニタリングや録音を行うとともに、その音声データならびにご利用の日時およびその他の関連する情報（以下、「音声データ等」といいます）を、次の目的に利用することがあります。 (1)ご連絡内容の確認およびご連絡への対応 (2)ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上 (3)新商品、新サービス等の企画・開発およびマーケティング分析

旧	新
第 4 条（TC による契約データおよび車両データ等の第三者提供） 1. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。 (1)提供先：TMC ① 提供先利用目的 (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内 (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用 (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査 (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供 (v) TMC によるサービスの提供 (vi) お問い合わせへの対応 (vii) 第 3 条および第 5 条に掲げる目的 ② 項目 契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、特定の個人を識別できないように加工したエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ、音声データ等 ③ 提供方法 データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供	第 4 条（TC による契約データおよび車両データ等の第三者提供） 1. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。 (1)提供先：TMC ① 提供先利用目的 (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内 (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用 (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査 (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供 (v) TMC によるサービスの提供 (vi) お問い合わせへの対応 (vii) 第 3 条および第 5 条に掲げる目的 ② 項目 契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両以外であり、特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）、コネクティッドナビ利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両以外である場合は、特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）および音声データ等 ③ 提供方法 データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供（特定の個人を識別できないように加工した情報についても同様です）

G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用について

旧	新
第 5 条（TMC による契約データおよび車両データの第三者提供） 1. TMC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。 （3）提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等） ① 提供先利用目的 TMC の車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等 ② 項目 車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります） ③ 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類での送付 （4）提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等） ① 提供先利用目的 TMC の車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等 ② 項目 車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります） ③ 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類での送付	第 5 条（TMC による契約データおよび車両データの第三者提供） 1. TMC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。 （3）提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等） ① 提供先利用目的 TMC の車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等 ② 項目 車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両であり、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります） ③ 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類での送付（特定の個人を識別できないように加工した情報についても同様です） （4）提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等） ① 提供先利用目的 TMC の車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等 ② 項目 車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）、エージェント利用時に送信されるデータ（利用車両が G-Link スタンダード契約または G-Link Lite スタンダード契約の対応車両であり、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります） ③ 提供方法 データの送信、記録媒体での送付または書類での送付（特定の個人を識別できないように加工した情報についても同様です）

ヘルプネットについてのご説明書

旧		新	
13 損害賠償	本説明書の他の規定にかかわらず、TC の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合の、TC による賠償額は、1 年分相当の G-Link 等基本利用料の額（無料期間内の場合には 1 年継続プラン契約の G-Link 基本利用料相当の額）を上限とするものとします。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合を除きます。	13 損害賠償	本説明書の他の規定にかかわらず、TC の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合の、TC による賠償額は、1 年分相当の G-Link 等基本利用料の額（無料期間内の場合には 1 年継続プラン契約の G-Link 基本利用料相当の額、G-Link スタンダード契約の場合には、2021 年 9 月以前発売の車両における中途契約の 1 年間の G-Link 基本利用料相当額、G-Link Lite スタンダード契約の場合には、2021 年 9 月以前発売の車両における G-Link Lite 契約の 1 年間の G-Link Lite 基本利用料相当額）を上限とするものとします。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合を除きます。

ヘルプネットについてのご説明書

旧		新	
15 契約の更新	1.G-Link 等利用規約に定める CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約および G-Link Lite 契約は自動更新契約ですので、契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに契約の解約の効力が発生しない限り、自動的に契約が更新されます。 2.G-Link 等利用規約に定める新車契約、CPO 契約および 2 年継続プラン契約は自動更新契約ではありません。契約期間満了月の 1～2 カ月前に「G-Link 等継続手続き」のご案内をお送りしますので、継続をご希望の場合には、ご担当のレクサス販売店または My LEXUS (WEB) にて所定の申込書をご記入の上、所定の期日までに TC に届くように継続手続きを行ってください。	15 契約の更新	1.G-Link 等のサービスプランのうち、G-Link スタANDARD 契約または G-Link Lite スタANDARD 契約をご契約の場合、更新手続きはありません。 2.G-Link 等利用規約に定める CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約および G-Link Lite 契約は自動更新契約ですので、契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに契約の解約の効力が発生しない限り、自動的に契約が更新されます。 3.G-Link 等利用規約に定める新車契約、CPO 契約および 2 年継続プラン契約は自動更新契約ではありません。契約期間満了月の 1～2 カ月前に「G-Link 等継続手続き」のご案内をお送りしますので、継続をご希望の場合には、ご担当のレクサス販売店または My LEXUS (WEB) にて所定の申込書をご記入の上、所定の期日までに TC に届くように継続手続きを行ってください。

DCM 通信サービスに関するご説明書

旧	新
契約解除・契約変更の連絡先および方法 ・ DCM による通信サービスは G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。 - G-Link 等利用契約の解約を希望するときは、車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。なお、車載機での解約手続きには、G 暗証番号または、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID・パスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID・パスワードが必要です。 ※2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において必要な手続き - G-Link の場合： 「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を連携させたい場合、 「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログイン - G-Link Lite の場合： 「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログイン ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、電気通信事業者の連絡先（G-Link サポートセンター）にご連絡ください。	契約解除・契約変更の連絡先および方法 ・ DCM による通信サービスは G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。 - G-Link 等利用契約の解約を希望するときは、G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外）】 - 車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 - なお、車載機での解約手続きには、G 暗証番号または G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID・パスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID・パスワードが必要です。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両に限る）】 - 車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 - なお、車載機での解約手続きには、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite

DCM 通信サービスに関するご説明書

旧	新
	ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 【G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約】 My LEXUS（WEB）にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、電気通信事業者の連絡先（G-Link サポートセンター）にご連絡ください。

DCM 通信サービスに関するご説明書

旧	新
契約解除・契約変更の条件等 ・ G-Link 等利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの G-Link 等基本利用料は返金されません。ただし、G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の 2 年継続プラン契約をご利用の契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約された場合は、解約日から 1 年以内に契約者が TC 所定の書類にて TC に請求することで、13,241 円を返金します。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において G-Link の 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約したときは、14,945 円（2026 年 4 月 30 日までの利用料が適用の場合の返金額です。2026 年 5 月 1 日以降の利用料が適用の場合は 19,159 円となります）を返金します。 ・ G-Link 等利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約および 1 年継続プラン契約ならびに G-Link Lite 契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link 等基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link 等基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも自動的に契約が更新されることになります。	契約解除・契約変更の条件等 ・ G-Link 等利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの G-Link 等基本利用料は返金されません。ただし、G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の 2 年継続プラン契約をご利用の契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約された場合は、解約日から 1 年以内に契約者が TC 所定の書類にて TC に請求することで、13,241 円を返金します。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において G-Link の 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約したときは、14,945 円（2026 年 4 月 30 日までの利用料が適用の場合の返金額です。2026 年 5 月 1 日以降の利用料が適用の場合は 19,159 円となります）を返金します。また、契約者が G-Link スタンダード契約のオプションサービスとしてナビパッケージ（2 年払い）を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残しナビパッケージ利用契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには、当社は、ナビパッケージ契約者が指定した口座に振り込む方法により、19,159 円を払い戻すものとします。 ・ G-Link 等利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約および 1 年継続プラン契約ならびに G-Link Lite の G-Link Lite 契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link 等基本契約の解約の効力

DCM 通信サービスに関するご説明書

旧		新	
	・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の新車契約、CPO 契約および 2 年継続プラン契約は自動更新契約ではありません。契約期間満了月の 1～2 ヶ月前に「G-Link 継続手続き」のご案内をお送りしますので、ご担当のレクサス販売店または My LEXUS (WEB) にて所定の期日までに継続手続きを行ってください。		が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link 等基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも自動的に契約が更新されることとなります。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の新車契約、CPO 契約および 2 年継続プラン契約は自動更新契約ではありません。契約期間満了月の 1～2 ヶ月前に「G-Link 継続手続き」のご案内をお送りしますので、ご担当のレクサス販売店または My LEXUS (WEB) にて所定の期日までに継続手続きを行ってください。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約をご契約の場合は、継続手続きは不要です。

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

旧	新				
G-Link および G-Link Lite（以下、これらを総称して「G-Link 等」といいます）は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。 （車載機での設定により、スマートフォン等でのテザリングによる通信も可能です）	G-Link および G-Link Lite（以下、これらを総称して「G-Link 等」といいます）は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。 （車載機での設定により、スマートフォン等でのテザリングによる通信も可能です。テザリング接続時には、ご契約のスマートフォン等のデータ通信量の増加や、プランによっては通信速度制限や追加料金が発生する場合があります。）				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="31 552 309 746">業務受託者の名称・連絡先 (G-Link の場合)</td><td data-bbox="309 552 1117 746">G-Link ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。</td></tr> </table>	業務受託者の名称・連絡先 (G-Link の場合)	G-Link ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 552 1397 746">業務受託者の名称・連絡先 (G-Link の場合)</td><td data-bbox="1397 552 2206 746">G-Link ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、SMS またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。</td></tr> </table>	業務受託者の名称・連絡先 (G-Link の場合)	G-Link ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、SMS またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。
業務受託者の名称・連絡先 (G-Link の場合)	G-Link ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。				
業務受託者の名称・連絡先 (G-Link の場合)	G-Link ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、SMS またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="31 866 309 1495">契約解除・契約変更の連絡先および方法</td><td data-bbox="309 866 1117 1495"> ・ DCM による通信サービスは、G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。G-Link 等利用契約の解約を希望するときは、車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 なお、車載機での解約手続きには、G 暗証番号またはレクサスオーナーズカード ID・パスワード（G-Link）または G-Link Lite ID（G-Link Lite）・パスワードが必要です。 ※2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において必要な手続き G-Link の場合： 「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を </td></tr> </table>	契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ DCM による通信サービスは、G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。G-Link 等利用契約の解約を希望するときは、車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 なお、車載機での解約手続きには、G 暗証番号またはレクサスオーナーズカード ID・パスワード（G-Link）または G-Link Lite ID（G-Link Lite）・パスワードが必要です。 ※2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において必要な手続き G-Link の場合： 「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 866 1397 1495">契約解除・契約変更の連絡先および方法</td><td data-bbox="1397 866 2206 1495"> ・ DCM による通信サービスは、G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外）】 車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 </td></tr> </table>	契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ DCM による通信サービスは、G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外）】 車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。
契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ DCM による通信サービスは、G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。G-Link 等利用契約の解約を希望するときは、車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 なお、車載機での解約手続きには、G 暗証番号またはレクサスオーナーズカード ID・パスワード（G-Link）または G-Link Lite ID（G-Link Lite）・パスワードが必要です。 ※2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において必要な手続き G-Link の場合： 「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を				
契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ DCM による通信サービスは、G-Link 等利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外）】 車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。				

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

旧	新
連携させたい、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログイン G-Link Lite の場合： 「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログイン ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、電気通信事業者の連絡先（G-Link サポートセンター）にご連絡ください。	なお、車載機での解約手続きには、G 暗証番号または G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID・パスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID・パスワードが必要です。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両に限る）】 車載機にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 なお、車載機での解約手続きには、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 【G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約】 My LEXUS（WEB）にて手続きを行うか、または G-Link サポートセンターにご連絡ください。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、電気通信事業者の連絡先（G-Link サポートセンター）にご連絡ください。

旧	新
契約解除・契約変更の条件等 ・ G-Link 等利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの G-Link 等基本利用料は返金されません。ただし、G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の 2 年継続プラン契約をご利用の契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約された場合は、解約日から 1 年以内に契約者が TC 所定の書類にて TC に請求することで、13,241 円を返金します。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において G-Link の 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約したときは、14,945 円（2026 年 4 月 30 日までの利用料が適用の場合の返金額です。2026 年 5 月 1 日以降の利用料が適用の場合は 19,159 円となります）を返金します。 ・ G-Link 等利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約および 1 年継続プラン契約ならびに G-Link Lite 契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link 等基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link 等基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも自動的に契約が更新されることになります。	契約解除・契約変更の条件等 ・ G-Link 等利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの G-Link 等基本利用料は返金されません。ただし、G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の 2 年継続プラン契約をご利用の契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約された場合は、解約日から 1 年以内に契約者が TC 所定の書類にて TC に請求することで、13,241 円を返金します。なお、2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両において G-Link の 2 年継続プラン契約に基づき G-Link を利用している場合であって、契約者が契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残し当該契約を解約したときは、14,945 円（2026 年 4 月 30 日までの利用料が適用の場合の返金額です。2026 年 5 月 1 日以降の利用料が適用の場合は 19,159 円となります）を返金します。また、契約者が G-Link スタンダード契約のオプションサービスとしてナビパッケージ（2 年払い）を利用している場合であって、当該契約の契約期間満了日まで 1 年以上の期間を残しナビパッケージ利用契約が解約、解除、その他の事由により終了したときには、当社は、ナビパッケージ契約者が指定した口座に振り込む方法により、19,159 円を払い戻すものとします。 ・ G-Link 等利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の CPO 以外の U-Car 契約、中途契約、1 カ月継続プラン契約および 1 年継続プラン契約ならびに G-Link Lite の G-Link Lite 契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに G-Link 等基本契約の解約の効

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

旧	新
・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める新車契約、G-Link の CPO 契約および 2 年継続プラン契約は自動更新契約ではありません。契約期間満了月の 1～2 カ月前に「G-Link 継続手続き」のご案内をお送りしますので、ご担当のレクサス販売店または My LEXUS (WEB) にて所定の期日までに継続手続きを行ってください。	力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに G-Link 等基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 カ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも自動的に契約が更新されることになります。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の新車契約、CPO 契約および 2 年継続プラン契約は自動更新契約ではありません。契約期間満了月の 1～2 カ月前に「G-Link 継続手続き」のご案内をお送りしますので、ご担当のレクサス販売店または My LEXUS (WEB) にて所定の期日までに継続手続きを行ってください。 ・ G-Link/G-Link Lite 利用規約に定める G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約をご契約の場合は、継続手続きは不要です。

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

旧	新				
オプションサービスの内容等 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="47 196 309 331">契約解除・契約変更の連絡先および方法</td><td data-bbox="318 196 1102 770"> ・ 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My LEXUS (WEB) その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両においては、車載機でも解約可能です)。 ・ My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を連携させたうえ、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 </td></tr> </table>	契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My LEXUS (WEB) その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両においては、車載機でも解約可能です)。 ・ My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を連携させたうえ、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。	オプションサービスの内容等 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 196 1400 331">契約解除・契約変更の連絡先および方法</td><td data-bbox="1408 196 2192 1441"> ・ 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約 (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外) ならびに G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約】My LEXUS (WEB) または販売店にて手続きを行ってください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約 (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両に限る)】My LEXUS (WEB)、車載機または販売店にて手続きを行ってください。 ・ My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 </td></tr> </table>	契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約 (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外) ならびに G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約】My LEXUS (WEB) または販売店にて手続きを行ってください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約 (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両に限る)】My LEXUS (WEB)、車載機または販売店にて手続きを行ってください。 ・ My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。
契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My LEXUS (WEB) その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両においては、車載機でも解約可能です)。 ・ My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を連携させたうえ、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。				
契約解除・契約変更の連絡先および方法	・ 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約 (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外) ならびに G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約】My LEXUS (WEB) または販売店にて手続きを行ってください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約 (2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両に限る)】My LEXUS (WEB)、車載機または販売店にて手続きを行ってください。 ・ My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。				

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

旧	新				
オプションサービスの内容等 <table border="1" data-bbox="47 183 1102 965"><tr><td data-bbox="47 183 309 965">契約解除・契約変更の条件等</td><td data-bbox="309 183 1102 965"> ・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 </td></tr></table>	契約解除・契約変更の条件等	・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。	オプションサービスの内容等 <table border="1" data-bbox="1137 183 2197 965"><tr><td data-bbox="1137 183 1400 965">契約解除・契約変更の条件等</td><td data-bbox="1400 183 2197 965"> ・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 </td></tr></table>	契約解除・契約変更の条件等	・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
契約解除・契約変更の条件等	・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。				
契約解除・契約変更の条件等	・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。				

リモートエアコン利用規約

旧	新
リモートエアコン利用規約は、G-Link/G-Link Lite 利用規約（以下、「G-Link 等利用規約」といいます）に付随して、G-Link および G-Link Lite（以下、総称して「G-Link 等」といいます）のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「リモートエアコン」、および、所定の車種において G-Link 等の基本サービスとして TC が提供する「リモートエアコン（基本サービス）」の利用条件を定めるものです。リモートエアコン利用規約は、G-Link 等利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、リモートエアコン利用規約に定めのない事項は、G-Link 等利用規約の各条項が適用されるものとします。	リモートエアコン利用規約は、G-Link/G-Link Lite 利用規約（以下、「G-Link 等利用規約」といいます）に付随して、G-Link および G-Link Lite（以下、総称して「G-Link 等」といいます）のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「リモートエアコン」、および、所定の車種において G-Link 等の基本サービスとして TC が提供する「リモートエアコン（基本サービス）」の利用条件を定めるものです。リモートエアコン利用規約は、G-Link 等利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、リモートエアコン利用規約に定めのない事項は、G-Link 等利用規約の各条項が適用されるものとします。
第1条 （規約の適用） 1. リモートエアコン利用規約は、TC と本サービス利用者（次条にて定義します）との間の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。 2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「リモートエアコン諸規程」といいます）を定めることがあります。リモートエアコン諸規程は、リモートエアコン利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、リモートエアコン利用規約に加えてリモートエアコン諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、リモートエアコン利用規約とリモートエアコン諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、リモートエアコン諸規程の定めが優先して適用されるものとします。	第1条 （規約の適用） 1. リモートエアコン利用規約は、当社と本サービス利用者（次条にて定義します）との間の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。 2. 当社は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「リモートエアコン諸規程」といいます）を定めることがあります。リモートエアコン諸規程は、リモートエアコン利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、リモートエアコン利用規約に加えてリモートエアコン諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、リモートエアコン利用規約とリモートエアコン諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、リモートエアコン諸規程の定めが優先して適用されるものとします。
第2条 （定義） リモートエアコン利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のリモートエアコン利用規約で使用する用語は、リモートエアコン利用規約で特段定義がされない限り、G-Link 等利用規約および	第2条 （定義） リモートエアコン利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のリモートエアコン利用規約で使用する用語は、リモートエアコン利用規約で特段定義がされない限り、G-Link 等利用規約および

リモートエアコン利用規約

旧	新
G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用については定義された意味を有するものとします。 (1) リモートエアコン：G-Link 等のオプションサービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。 (2) リモートエアコン（基本サービス）：所定の車種において G-Link 等の基本サービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。 (3) 本サービス：リモートエアコンおよびリモートエアコン（基本サービス）を総称していいます。 (4) リモートエアコン契約者：リモートエアコン利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、TC との間でリモートエアコンの利用に関する契約が成立した者をいいます。 (5) リモートエアコン利用契約：リモートエアコン利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、TC およびリモートエアコン契約者との間で成立する G-Link 等のオプションサービスとしてのリモートエアコンの利用に関する契約をいいます。 (6) リモートエアコン権限受領者：G-Link 等利用規約第 8 条 2 項の定めに基づきリモートエアコン契約者からリモートエアコンの利用権限を付与された者をいいます（リモートエアコン契約者自身を含みません）。 (7) リモートエアコン契約者等：リモートエアコン契約者およびリモートエアコン権限受領者を総称していいます。 (8) リモートエアコン（基本サービス）利用者：リモートエアコン利用規約に基づき、G-Link 等の基本サービスとして、リモートエアコン（基本サービス）を利用する、G-Link 等基本契約の契約者をいいます。 (9) リモートエアコン（基本サービス）権限受領者：G-Link 等利用規約第 8 条 2 項の定めに基づきリモートエアコン（基本サービス）利用者からリモートエアコン（基本サービス）の利用権限を付与された者をいいます（リモートエアコン（基本サービス）利用者自身を含みません）。 (10) リモートエアコン（基本サービス）利用者等：リモートエアコン（基本サービス）	G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてはにおいて定義された意味を有するものとします。 G-Link：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-LinkLite：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html (1) リモートエアコン：G-Link 等のオプションサービスとして当社が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。 (2) リモートエアコン（基本サービス）：所定の車種において G-Link 等の基本サービスとして当社が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。 (3) 本サービス：リモートエアコンおよびリモートエアコン（基本サービス）を総称していいます。 (4) リモートエアコン契約者：リモートエアコン利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、当社との間でリモートエアコンの利用に関する契約が成立した者をいいます。 (5) リモートエアコン利用契約：リモートエアコン利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、当社およびリモートエアコン契約者との間で成立するリモートエアコンの利用に関する契約をいいます。 (6) リモートエアコン権限受領者：G-Link 等利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきリモートエアコン契約者からリモートエアコンの利用権限を付与された者をいいます（リモートエアコン契約者自身を含みません）。 (7) リモートエアコン契約者等：リモートエアコン契約者およびリモートエアコン権限受領者を総称していいます。 (8) リモートエアコン（基本サービス）利用者：リモートエアコン利用規約に基づき、G-Link 等の基本サービスとして、リモートエアコン（基本サービス）を利用する、G-Link 等基本契約の契約者をいいます。 (9) リモートエアコン（基本サービス）権限受領者：G-Link 等利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきリモートエアコン（基本サービス）利用者からリモートエアコン（基本サービス）の利用権限を付与された者をいいます（リモートエアコン（基本サービス）利用者自身を含みません）。

リモートエアコン利用規約

旧	新
利用者およびリモートエアコン(基本サービス)権限受領者を総称していいいます。 (11) 本サービス利用者：リモートエアコン契約者等およびリモートエアコン（基本サービス）利用者等を総称していいいます。 (12) リモートエアコン利用料: オプションサービスであるリモートエアコンの提供にかかる対価・料金をいいいます。	(10) リモートエアコン（基本サービス）利用者等：リモートエアコン（基本サービス）利用者およびリモートエアコン(基本サービス)権限受領者を総称していいいます。 (11) 本サービス利用者：リモートエアコン契約者等およびリモートエアコン（基本サービス）利用者等を総称していいいます。 (12) リモートエアコン利用料: オプションサービスであるリモートエアコンの提供にかかる対価・料金をいいいます。
第3条 （リモートエアコン利用契約の申し込み） 1. リモートエアコンは、TC がリモートエアコンを利用することができる車種として指定した車両においてリモートエアコンスターターキットを購入し装着した車両でのみ利用することができます。リモートエアコン利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がリモートエアコンを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。リモートエアコンを利用できる車種は、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。 2. リモートエアコン利用契約の申し込みは、G-Link 等基本契約の申し込みと同時に、または事前に G-Link 等基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。	第3条 （リモートエアコン利用契約の申し込み） 1. リモートエアコンは、当社がリモートエアコンを利用することができる車種として指定した車両においてリモートエアコンスターターキットを購入し装着した車両でのみ利用することができます。リモートエアコン利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がリモートエアコンを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。リモートエアコンを利用できる車種は、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。 2. リモートエアコン利用契約の申し込みは、G-Link 等基本契約の申し込みと同時に、または事前に G-Link 等基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。
第4条 （リモートエアコン（基本サービス）の利用） リモートエアコン（基本サービス）は、TC がリモートエアコン（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。リモートエアコン（基本サービス）を利用できる車種はこちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。	第4条 （リモートエアコン（基本サービス）の利用） リモートエアコン（基本サービス）は、当社がリモートエアコン（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。リモートエアコン（基本サービス）を利用できる車種はこちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。
第7条 （リモートエアコン利用料の支払い） リモートエアコン契約者は、リモートエアコン利用契約に基づき、リモートエアコン利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。リモートエアコン利用料の支払方法および支払期日は、リモートエアコン利用規約および G-Link 等利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。	第7条 （リモートエアコン利用料の支払い） リモートエアコン契約者は、リモートエアコン利用契約に基づき、リモートエアコン利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。リモートエアコン利用料の支払方法および支払期日は、リモートエアコン利用規約および G-Link 等利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

リモートエアコン利用規約

旧

(1)G-Link（新車契約、CPO契約、中途契約、1ヵ月継続プラン契約、1年継続プラン契約、2年継続プラン契約）
① リモートエアコンスターターキットを購入し、装着した車両における G-Link の基本サービスの契約者が、G-Link のオプションサービスとして、リモートエアコン利用契約を締結する場合

契約期間	【初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで】 契約期間は、初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、無料期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が無料期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、無料期間満了日の翌日から自動的に下記の有料契約へ更新されます。 ※無料期間内にリモートエアコン契約を解約した場合、リモートエアコン契約者は無料期間中であっても、その後リモートエアコンを再契約するときは有料の契約となります。		
	【無料期間満了後、有料契約へ自動的に更新する場合】 契約期間は、無料期間満了日の翌日から 1 ヶ月間です。リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
	【一旦解約等により契約が終了した後、再度リモートエアコン利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から、当該契約日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、リモートエアコン利用料の日割り計算は行いません。リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで	無料	
	無料期間満了日以降に自動更新する場合	月払い	220 円／月
	再度リモートエアコン利用契約を締結する場合	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード		

新

■リモートエアコン
(1)G-Link（新車契約、CPO契約、中途契約、1ヵ月継続プラン契約、1年継続プラン契約、2年継続プラン契約）
① リモートエアコンスターターキットを購入し、装着した車両における G-Link の基本サービスの契約者が、G-Link のオプションサービスとして、リモートエアコン利用契約を締結する場合

契約期間	【初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで】 契約期間は、初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、無料期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が無料期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、無料期間満了日の翌日から自動的に下記の有料契約へ更新されます。 ※無料期間内にリモートエアコン利用契約を解約した場合、リモートエアコン契約者は無料期間中であっても、その後リモートエアコンを再契約するときは有料の契約となります。		
	【無料期間満了後、有料契約へ自動的に更新する場合】 契約期間は、無料期間満了日の翌日から 1 ヶ月間です。リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
	【一旦解約等により契約が終了した後、再度リモートエアコン利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から、当該契約日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、リモートエアコン利用料の日割り計算は行いません。リモートエアコン利用契約は、自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした 13 ヶ月目の末日まで	無料	
	無料期間満了日以降に自動更新する場合	月払い	220 円／月
	再度リモートエアコン利用契約を締結する場合	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード		

リモートエアコン利用規約

旧			新		
(2) G-Link (CPO契約、中途契約、1ヵ月継続プラン契約、1年継続プラン契約および2年継続プラン契約)、G-Link Lite			(2) G-Link (CPO契約、中途契約、1ヵ月継続プラン契約、1年継続プラン契約および2年継続プラン契約)、G-Link Lite (G-Link Lite契約)		
① リモートエアコンスターターキットを装着した車両を購入した G-Link 等の基本サービスの契約者が、G-Link 等のオプションサービスとして、リモートエアコン利用契約を締結する場合			① リモートエアコンスターターキットを装着した車両を購入した G-Link 等の基本サービスの契約者が、G-Link 等のオプションサービスとして、リモートエアコン利用契約を締結する場合		
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、リモートエアコン利用料の日割り計算は行いません。リモートエアコン利用契約は自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、リモートエアコン利用料の日割り計算は行いません。リモートエアコン利用契約は自動更新契約です。リモートエアコン契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにリモートエアコン利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料 (消費税込み)	月払い	220 円/月	利用料 (消費税込み)	月払い	220 円/月
選 択 可 能 な ②支払方法	クレジットカード		選 択 可 能 な 支払方法	クレジットカード	

デジタルキー利用規約

旧	新
デジタルキー利用規約は、G-Link/G-Link Lite 利用規約（以下、「G-Link 等利用規約」といいます）に付随して、G-Link のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「デジタルキー」のサービスの利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、G-Link 等利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、G-Link 等利用規約の各条項が適用されるものとします。	デジタルキー利用規約は、G-Link/G-Link Lite 利用規約（以下、「G-Link 等利用規約」といいます）に付随して、G-Link のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供するデジタルキー（オプションサービス）および、所定の車両において G-Link 等の基本サービスとして当社が提供するデジタルキー（基本サービス）の利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、G-Link 等利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、G-Link 等利用規約の各条項が適用されるものとします。
第1条 （規約の適用） 1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー契約者等（次条にて定義します）との間のデジタルキーの利用に関する関係一切に適用されます。 2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「デジタルキー諸規程」といいます）を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。	第1条 （規約の適用） 1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー利用者等（次条にて定義します）との間のデジタルキー（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。 2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「デジタルキー諸規程」といいます）を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー利用者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。
第2条 （定義） デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、G-Link 等利用規約および G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定義された意味を有するものとします。 (1) デジタルキー (2) 契約者：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link のオプションサービスとして、	第2条 （定義） デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、G-Link 等利用規約および G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてにおいて定義された意味を有するものとします。 G-Link： https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-LinkLite： https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html

デジタルキー利用規約

旧	新
当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。 (3) デジタルキー利用契約：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー契約者との間で成立するデジタルキーの利用に関する契約をいいます。 (4) デジタルキー利用車両：デジタルキー契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用規約に基づき、デジタルキーを利用できる車両をいいます。 (5) デジタルキー権限受領者：デジタルキー契約者からデジタルキーの利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー契約者自身を含みません）。 (6) デジタルキー契約者等：デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者を総称していいます。 (7) デジタルキー利用料：デジタルキーの提供にかかる対価・料金をいいます。 (8) デジタルキーアプリ：TMC が提供する、デジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。	(1) デジタルキー（オプションサービス）：G-Link のオプションサービスとして当社が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。 (2) デジタルキー（基本サービス）：所定の車両において G-Link 等の基本サービスとして当社が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。 (3) デジタルキー：デジタルキー（オプションサービス）およびデジタルキー（基本サービス）を総称していいます。 (4) デジタルキー（オプションサービス）契約者：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link のオプションサービスとして、当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。 (5) デジタルキー利用契約：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー（オプションサービス）契約者との間で成立するデジタルキー（オプションサービス）の利用に関する契約をいいます。 (6) デジタルキー（オプションサービス）権限受領者：デジタルキー（オプションサービス）契約者からデジタルキー（オプションサービス）の利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー（オプションサービス）契約者自身を含みません）。 (7) デジタルキー（オプションサービス）契約者等：デジタルキー（オプションサービス）契約者およびデジタルキー（オプションサービス）権限受領者を総称していいます。 (8) デジタルキー（基本サービス）利用者：デジタルキー利用規約に基づき、G-Link 等の基本サービスとして、デジタルキー（基本サービス）を利用する、G-Link 等基本契約の契約者をいいます。 (9) デジタルキー（基本サービス）権限受領者：デジタルキー（基本サービス）利用者からデジタルキー（基本サービス）の利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー（基本サービス）利用者自身を含みません）。 (10) デジタルキー（基本サービス）利用者等：デジタルキー（基本サービス）利用者およびデジタルキー（基本サービス）権限受領者を総称していいます。 (11) デジタルキー利用者等：デジタルキー（オプションサービス）契約者等およびデジタルキー（基本サービス）利用者等を総称していいます。 (12) デジタルキー（オプションサービス）利用料：デジタルキー（オプションサービス）の提供にかかる対価・料金をいいます。

デジタルキー利用規約

旧	新
	(13) デジタルキーアプリ：TMC が提供する、デジタルキー（オプションサービス）の利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。 (14) ウォレットアプリ：デジタルキー（基本サービス）の利用に必要なスマートフォンまたはスマートウォッチ用デジタルウォレット（Apple Wallet、Google ウォレット）をいいます。 (15) デジタルキー利用車両：デジタルキー（オプションサービス）契約者等またはデジタルキー（基本サービス）利用者等が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用契約または G-Link 等基本契約に基づき、デジタルキー（オプションサービス）またはデジタルキー（基本サービス）を利用できる車両をいいます。
第3条 （デジタルキー利用契約の申し込み） - デジタルキーは、当社がデジタルキーを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキーを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。 - デジタルキー利用契約の申し込みは、G-Link の基本契約の申し込みと同時に、または事前に G-Link の基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、デジタルキーが利用できる車種は、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。 - 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、G-Link の基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）無料でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。	第3条 （デジタルキー利用契約の申し込み） - デジタルキー（オプションサービス）は、当社がデジタルキー（オプションサービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した場合に限り利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキー（オプションサービス）を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。 - デジタルキー（オプションサービス）が利用できる車種は、こちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。 - デジタルキー利用契約の申し込みは、G-Link の基本契約の申し込みと同時に、または事前に G-Link の基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。 - 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、G-Link の基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）無料でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。

デジタルキー利用規約

旧	新
	第4条 （デジタルキー（基本サービス）の利用） デジタルキー（基本サービス）は、当社がデジタルキー（基本サービス）を利用することができる車種として指定した車両に対してデジタルキー（標準装備）を装着した場合に限り利用することができます。デジタルキー（基本サービス）を利用できる車種はこちら（https://lexus.jp/total_care/g-link/g-link_available_car_list.pdf）からご確認ください。
第4条 （利用権限の付与） - デジタルキー契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（デジタルキー権限受領者）に対してデジタルキーの一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキーのシェア」といいます）。デジタルキーのシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー契約者はオーナー、デジタルキー権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。 - デジタルキー - 契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー権限受領者へのデジタルキーのシェアの範囲を制限し、またはデジタルキーのシェアを事後に取り消すことができます。 - デジタルキーのシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー契約者が、G-Link 等利用規約第 4 条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っている必要があります。 - デジタルキー 契約者は、デジタルキー権限受領者に対して、G-Link 等利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー権限受領者が行った行為については、デジタルキー契約者自らが行った行為とみなされ、デジタルキー契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。	第5条 （利用権限の付与） - デジタルキー（オプションサービス）契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（デジタルキー（オプションサービス）権限受領者）に対してデジタルキー（オプションサービス）の一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキー（オプションサービス）のシェア」といいます）。デジタルキー（オプションサービス）のシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー（オプションサービス）契約者はオーナー、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。 - デジタルキー（基本サービス）利用者は、自己の責任と費用負担において、ウォレットアプリを用いて、ウォレットアプリを保有する第三者（デジタルキー（基本サービス）権限受領者）に対してデジタルキーの一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキー（基本サービス）のシェア」といいます）。 - デジタルキー（オプションサービス）契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者へのデジタルキー（オプションサービス）のシェアの範囲を制限し、またはデジタルキー（オプションサービス）のシェアを事後に取り消すことができます。 - デジタルキー（オプションサービス）のシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー（オプションサービス）契約者が、G-Link 等利用規約第 4 条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っている必要があります。 - デジタルキー（基本サービス）利用者は、ウォレットアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー（基本サービス）権限受領者へのデジタルキ

デジタルキー利用規約

旧	新
	ー（基本サービス）のシェアを事後に取り消すことができます。 6. デジタルキー（オプションサービス）契約者は、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者をして、デジタルキー（基本サービス）利用者は、デジタルキー（基本サービス）権限受領者をして、それぞれ、G-Link 等利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者またはデジタルキー（基本サービス）権限受領者が行った行為については、デジタルキー（オプションサービス）契約者またはデジタルキー（基本サービス）利用者自らが、それぞれ行った行為とみなされ、デジタルキー（オプションサービス）契約者およびデジタルキー（基本サービス）利用者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。
第5条 （サービスの内容） 1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら https://lexus.jp/ltc/service/digitalkey/ からご確認いただけます。 2. デジタルキーは、デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者が利用できます。ただし、デジタルキー権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。	第6条 （サービスの内容） 1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら https://lexus.jp/ltc/service/digitalkey/ からご確認いただけます。 2. デジタルキーは、デジタルキー利用者等が利用できます。ただし、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者およびデジタルキー（基本サービス）権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー（オプションサービス）契約者またはデジタルキー（基本サービス）利用者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。
第6条 （利用条件および遵守事項） 1. デジタルキーを利用するためには、デジタルキー契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末（TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限ります）にダウンロードすることが必要です。 2. デジタルキー契約者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（デジタルキーアプリのダウンロードを含みます）に係	第7条 （利用条件および遵守事項） 1. デジタルキー（オプションサービス）を利用するためには、デジタルキー（オプションサービス）契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末（TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限ります）にダウンロードすることが必要です。 2. デジタルキー（基本サービス）を利用するためには、デジタルキー（基本サービス）利用者等が利用する情報通信端末（TMC が指定する機種および OS のスマー

デジタルキー利用規約

旧	新
る通信費を負担するものとします。 3. デジタルキー契約者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。 4. デジタルキー契約者は、自己またはデジタルキー権限受領者が G-Link 等利用規約、デジタルキー利用規約その他デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じた場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨を G-Link 等利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、デジタルキー契約者は、当該損害を賠償する責任を負います。 5. 当社は、デジタルキー契約者等が本条の定めに違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー契約者等に通知することなく、デジタルキーサービスの全部または一部の提供を停止することができます。	トフォンおよびスマートウォッチに限ります) にウォレットアプリがインストールされている必要があります。 3. デジタルキー利用者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（デジタルキーアプリまたはウォレットアプリのダウンロードを含みます）に係る通信費を負担するものとします。 4. デジタルキー利用者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリまたはウォレットアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。 5. デジタルキー（オプションサービス）契約者およびデジタルキー（基本サービス）利用者は、自己、デジタルキー（オプションサービス）権限受領者またはデジタルキー（基本サービス）権限受領者が G-Link 等利用規約、デジタルキー利用規約その他デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じた場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨を G-Link 等利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、当該デジタルキー（オプションサービス）契約者または当該デジタルキー（基本サービス）利用者は、当該損害を賠償する責任を負います。 6. 当社は、デジタルキー利用者等が本条の定めに違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー利用者等に通知することなく、デジタルキーの全部または一部の提供を停止することができます。
第7条 （デジタルキー利用料の支払い） デジタルキー契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および G-Link 等利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。	第8条 （デジタルキー（オプションサービス）利用料の支払い） デジタルキー（オプションサービス）契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー（オプションサービス）利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー（オプションサービス）利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および G-Link 等利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

デジタルキー利用規約

旧	新
第10条 （免責） - デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には、電子キーを必ず携行するものとし、 - デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー契約者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。	第11条 （免責） - デジタルキーが利用できない事態に備えた準備や対応については、デジタルキー利用者等の判断と責任において行っていただく必要があります。当社は、デジタルキー利用者等がデジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には電子キーまたは NFC キーカード（デジタルキー（基本サービス）の場合のみ）を携行することを推奨します。 - デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー利用者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
第11条 （特則） デジタルキー契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、G-Link 等利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。 (1) デジタルキー新車契約・CPO 契約（無料期間） - G-Link 等利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー契約者は、無料期間中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、G-Link の基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、G-Link の基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も G-Link の基本契約が終了した時点で当然に終了します。 (2) デジタルキー新車契約・CPO 契約（2 年払い） - G-Link 等利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、デジタルキー利用契約を解約した場合、解約の効力は、TC に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。 - G-Link 等利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、デジタルキー契約者のうち、G-Link の CPO 契約と同時にデジタルキー利用契約を締結した契約者（9,900 円/2 年払い）、または、2 年払いのデジタルキー利用契約を締結した契約者（9,900 円/2 年払い）がそれぞれデジタルキー利用契約の契約期間満了日ま	第12条 （特則） デジタルキー（オプションサービス）契約者のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、G-Link 等利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。 (1) デジタルキー新車契約・CPO 契約（無料期間） - G-Link 等利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー（オプションサービス）契約者は、無料期間中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、G-Link の基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、G-Link の基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も G-Link の基本契約が終了した時点で当然に終了します。 (2) デジタルキー新車契約・CPO 契約（2 年払い） - G-Link 等利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、デジタルキー利用契約を解約した場合、解約の効力は、当社に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。 - G-Link 等利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、デジタルキー（オプションサービス）契約者のうち、G-Link の CPO 契約と同時にデジタルキー利用契約を締結した契約者（9,900 円/2 年払い）、または、2 年払いのデジタルキー利用契約を締結した契約者（9,900 円/2 年払い）がそれぞれデジタルキ

デジタルキー利用規約

旧	新								
で1年以上の期間を残しデジタルキー利用契約が解約あるいは解除その他の事由により終了したときには、当社は、当該デジタルキー契約者が指定した口座に振り込む方法により、1,100円を払戻すものとします。その場合、デジタルキー契約者は、口座指定書により当該払戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払戻しを請求できないものとします。 ① 口座指定書が、当社が口座指定書を契約者に送付した日から1年以内に、当社に対して返送されなかった場合 ② 口座指定書が宛先不明等の理由により、契約者によって受領されなかった場合	一利用契約の契約期間満了日まで1年以上の期間を残しデジタルキー利用契約が解約あるいは解除その他の事由により終了したときには、当社は、当該デジタルキー（オプションサービス）契約者が指定した口座に振り込む方法により、1,100円を払戻すものとします。その場合、デジタルキー（オプションサービス）契約者は、口座指定書により当該払戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払戻しを請求できないものとします。 ① 口座指定書が、当社が口座指定書を契約者に送付した日から1年以内に、当社に対して返送されなかった場合 ② 口座指定書が宛先不明等の理由により、契約者によって受領されなかった場合								
別紙 ■デジタルキー (1) G-Link（新車契約） ①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した無料期間対象車両におけるG-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合 ※37ヵ月以降については、G-Linkのオプションサービスとしてデジタルキー利用契約の申し込みが必要です。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="33 914 197 1177"> 契約期間 </td><td data-bbox="197 914 1117 1177"> 【契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="33 1177 197 1501"></td><td data-bbox="197 1177 1117 1501"> 【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタル </td></tr> </table>	契約期間	【契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。		【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタル	別紙 ■デジタルキー（オプションサービス） (2) G-Link（新車契約） ①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した無料期間対象車両におけるG-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 882 1285 1145"> 契約期間 </td><td data-bbox="1285 882 2201 1145"> 【契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー（オプションサービス）契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1122 1145 1285 1501"></td><td data-bbox="1285 1145 2201 1501"> 【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間 </td></tr> </table>	契約期間	【契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー（オプションサービス）契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。		【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間
契約期間	【契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。								
	【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにデジタル								
契約期間	【契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内にいったん解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー（オプションサービス）契約者より所定の継続手続きが行われ、無料期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間満了日をもって契約終了となります。								
	【無料期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ②年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から1年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間								

デジタルキー利用規約

旧

	キー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、年払いを選択いただくには、G-Link1 年継続プランをご契約いただいている必要があります。 ③2 年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 2 年間です。デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー契約は契約期間満了日をもって終了します。なお、2 年払いを選択いただくには、G-Link2 年継続プランをご契約いただいている必要があります。		
	【デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日以降も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合	月払い	550 円／月
		年払い	5,500 円／年
		2 年払い	9,900 円／2 年
	デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／販売店支払い		

(3) G-Link（CPO契約）

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両（無料期間対象車両を除く）における G-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	【CPO 車両の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から販売店と契約者との間で設定された CPO の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は契約期間満了日をもって契約終了となります。 ※G-Link と同時申し込みの場合に限り 2 年払いを選択いただくことが可能です。
	【契約期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。

新

	満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。なお、年払いを選択いただくには、G-Link1 年継続プランをご契約いただいている必要があります。 ③2 年払いの場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 2 年間です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は契約期間満了日をもって終了します。なお、2 年払いを選択いただくには、G-Link2 年継続プランをご契約いただいている必要があります。		
	【デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日以降も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合	月払い	550 円／月
		年払い	5,500 円／年
		2 年払い	9,900 円／2 年
	デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／販売店支払い		

(4) G-Link（CPO契約）

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両（無料期間対象車両を除く）における G-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	【CPO 車両の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から販売店と契約者との間で設定された CPO の納車予定日から起算して 25 ヶ月後の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は契約期間満了日をもって契約終了となります。 ※G-Link と同時申し込みの場合に限り 2 年払いを選択いただくことが可能です。
	【契約期間満了後も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①月払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。

デジタルキー利用規約

旧

	②年払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 1 年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。 なお、年払いを選択いただくには、G-Link1 年継続プランをご契約いただいていることが必要です。 ③2 年払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 2 年間です。デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー契約は契約期間満了日をもって終了します。 なお、2 年払いを選択いただくには、G-Link2 年継続プランをご契約いただいていることが必要です。		
	【デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	CPO 車両の納車予定日から起算して、起算月を含む 25 ヶ月後の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	9,900 円／2 年	
	上記契約期間満了日以降も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合	月払い	550 円／月
		年払い	5,500 円／年
		2 年払い	9,900 円／2 年
	デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／販売店支払い		

新

	②年払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 1 年間です。年払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。 なお、年払いを選択いただくには、G-Link1 年継続プランをご契約いただいていることが必要です。 ③2 年払いの場合 契約期間は、当該契約期間の満了日の翌日から 2 年間です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は契約期間満了日をもって終了します。 なお、2 年払いを選択いただくには、G-Link2 年継続プランをご契約いただいていることが必要です。		
	【デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。月払いの契約は自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	CPO 車両の納車予定日から起算して、起算月を含む 25 ヶ月後の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	9,900 円／2 年	
	上記契約期間満了日以降も引き続きデジタルキー利用契約を継続する場合	月払い	550 円／月
		年払い	5,500 円／年
		2 年払い	9,900 円／2 年
	デジタルキー利用契約が一旦解約等により終了した後再度デジタルキー利用契約を締結する場合	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／販売店支払い		

②デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両を購入したG-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、デジタルキー利用料の日割り計算は行いません。デジタルキー利用契約は、自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード	

②デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した車両を購入したG-Linkの基本サービスの契約者が、G-Linkのオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、デジタルキー利用料の日割り計算は行いません。デジタルキー利用契約は、自動更新契約です。デジタルキー（オプションサービス）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または当社が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード	

車内 Wi-Fi 利用規約

旧	新
第2条 （定義） 車内 Wi-Fi 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の車内 Wi-Fi 利用規約で使用する用語は、車内 Wi-Fi 利用規約で特段定義がされない限り、G-Link 等利用規約および G-Link/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてに定義された意味を有するものとします。 (1) 車内 Wi-Fi 契約者：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、TC との間で車内 Wi-Fi の利用に関する契約が成立した者をいいます。 (2) 車内 Wi-Fi 利用契約：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、TC および車内 Wi-Fi 契約者との間で成立する車内 Wi-Fi の利用に関する契約をいいます。 (3) 車内 Wi-Fi 車両利用者：車内 Wi-Fi 契約者から利用車両における車内 Wi-Fi の利用を許諾された者をいいます（車内 Wi-Fi 契約者自身を含みません）。 (4) 車内 Wi-Fi 契約者等：車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者を総称していいます。 (5) 車内 Wi-Fi 利用料：車内 Wi-Fi の提供にかかる対価・料金をいいます。	第 2 条 （定義） 車内 Wi-Fi 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の車内 Wi-Fi 利用規約で使用する用語は、車内 Wi-Fi 利用規約で特段定義がされない限り、G-Link 等利用規約および GLink/G-Link Lite の個人情報等の取得と利用についてにおいて定義された意味を有するものとします。 G-Link：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/ G-Link Lite：https://lexus.jp/ltc/g-link/kiyaku/index_glink_lite.html (1) 車内 Wi-Fi 契約者：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、TC との間で車内 Wi-Fi の利用に関する契約が成立した者をいいます。 (2) 車内 Wi-Fi 利用契約：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、G-Link 等のオプションサービスとして、TC および車内 Wi-Fi 契約者との間で成立する車内 Wi-Fi の利用に関する契約をいいます。 (3) 車内 Wi-Fi 車両利用者：車内 Wi-Fi 契約者から利用車両における車内 Wi-Fi の利用を許諾された者をいいます（車内 Wi-Fi 契約者自身を含みません）。 (4) 車内 Wi-Fi 契約者等：車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者を総称していいます。 (5) 車内 Wi-Fi 利用料：車内 Wi-Fi の提供にかかる対価・料金をいいます。

車内 Wi-Fi 利用規約

旧			新		
別紙			別紙		
■車内Wi-Fi			■車内Wi-Fi		
(1) G-Link (新車契約、CPO契約、中途契約、1ヵ月継続プラン契約、1年継続プラン契約、2年継続プラン契約)、G-LinkLite			(1) G-Link (新車契約、CPO契約、中途契約、1ヵ月継続プラン契約、1年継続プラン契約、2年継続プラン契約、G-Linkスタンダード契約)、G-LinkLite (G-Link Lite契約、G-Link Liteスタンダード契約)		
①車内Wi-Fiの利用ができる車種におけるG-Link等の基本サービスの契約者が、G-Link等のオプションサービスとして、車内Wi-Fi利用契約を締結する場合			①車内Wi-Fiの利用ができる車種におけるG-Link等の基本サービスの契約者が、G-Link等のオプションサービスとして、車内Wi-Fi利用契約を締結する場合		
契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料 (消費 税込み)	月払い	1,650 円/月	利用料 (消費 税込み)	月払い	1,650 円/月
選 択 可 能 な 支払方法	クレジットカード		選 択 可 能 な 支払方法	クレジットカード	

車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書

旧	新
契約解除・契約変更の連絡先および方法 ・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約することにより、その旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、My LEXUS (WEB)、車載機、その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi の解約手続きを実施してください（車載機での解約は 2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対象車両に限り可能です）。 ・My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、以下の手続きが必要です。 G-Link の場合： 「TOYOTA アカウント」とレクサスオーナーズカード ID を連携させたい場合、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログイン G-Link Lite の場合： 「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログイン ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、電気通信事業者の連絡先（G-Link サポートセンター）にご連絡ください。	契約解除・契約変更の連絡先および方法 ・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。解約を希望するときは、G-Link 等利用契約の基本サービスのプランおよび利用車両の種類に応じ、下記の方法にて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両以外）ならびに G-Link の G-Link スタンダード契約および G-Link Lite の G-Link Lite スタンダード契約】 My LEXUS (WEB) または販売店にて手続きを行ってください。 【G-Link の新車契約、CPO 契約、中途契約、1 ヶ月継続プラン契約、1 年継続プラン契約、2 年継続プラン契約および G-Link Lite の G-Link Lite 契約（2021 年 10 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両に限る）】 My LEXUS (WEB)、車載機または販売店にて手続きを行ってください。 ・My LEXUS (WEB) または車載機での解約手続きには、G-Link の場合はレクサスオーナーズカード ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワード、G-Link Lite の場合は G-Link Lite ID と連携している「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、電気通信事業者の連絡先（G-Link サポートセンター）にご連絡ください。

車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書

旧	新
契約解除・契約変更の条件等 ・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの車内 Wi-Fi 利用料金は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。	契約解除・契約変更の条件等 ・ G-Link 等利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も G-Link 等利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの車内 Wi-Fi 利用料金は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 カ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、車内 Wi-Fi サービスについての契約内容の変更をすることはできません。